

## 男女共同参画社会の実現をめざして

北本市は、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現に向け、これまで四次にわたり「北本市男女行動計画」を策定してまいりました。また、平成18年7月には「北本市男女共同参画推進条例」を施行、同年11月には「北本市男女共同参画都市宣言」を行い、市を挙げて、総合的、計画的に男女共同参画に関する施策を進めてまいりました。



この間、社会構造は急激に変化を続けてきました。少子高齢化の進行、それによる人口減少問題、核家族化などに代表される世帯構造の変化、経済情勢や雇用形態も日々変化し続けています。これらの変化は、今日、様々な課題も生みだしてきました。

こうした社会構造の変化、課題に対応し、本市が将来にわたって発展し、市民一人ひとりが輝くまちとなるためには、男女共同参画社会の実現が大変重要であります。

そのような中、「第四次北本市男女行動計画」が平成29年度で終了することから、「第五次北本市男女行動計画」を策定いたしました。本計画では「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」を始めとし、5つの基本目標を掲げております。基本目標2の「男女がともに活躍できる環境づくり」については、「北本市女性活躍推進計画」として新たに位置付け、働く場面での活躍を希望する女性が、その個性と能力を十分に発揮できるよう支援していきます。

本計画に基づき、市民や事業者の皆様との協働により、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見を賜りました北本市男女共同参画審議会委員の皆様、「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」へご協力いただきました皆様、多くの貴重なご提言をいただきました市民、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

北本市長 現王園 孝昭



# 目次

<b>I</b>	計画策定の趣旨	1
	1. 計画策定の目的	3
	2. 計画策定の背景	4
	3. 計画の性格	7
	4. 計画の期間	8
<b>II</b>	男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題	9
	1. 統計からみる本市の現状	11
	2. 男女共同参画に関する意識の状況	18
	3. 第四次計画の評価	26
	4. 課題のまとめ	29
<b>III</b>	計画策定の方向	31
	1. 基本理念と基本目標	33
	2. 施策体系	36
	3. 数値目標	38
<b>IV</b>	施策の展開	39
	基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	41
	1-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・気運づくり	41
	基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり	45
	2-1 働く場における男女共同参画の推進	45
	2-2 あらゆる分野の意思決定における男女共同参画の推進	50
	基本目標 3 心豊かな生活の基盤づくり	54
	3-1 ワーク・ライフ・バランスの推進	54
	3-2 安心して暮らせる環境整備	58
	基本目標 4 あらゆる暴力の根絶	62
	4-1 暴力の根絶のための意識啓発	62
	4-2 相談体制の充実	66
	4-3 暴力被害者の保護・支援	69
	基本目標 5 男女共同参画の推進体制の強化	72
	5-1 計画の総合的な推進体制の充実	72
<b>V</b>	資料編	77
	1. 策定経過	79
	2. 北本市男女共同参画審議会規則	81
	3. 諮問・答申	83
	4. 北本市男女共同参画推進委員会設置規程	87
	5. 北本市男女共同参画都市宣言	88

6. 関係法令.....	89
7. 用語解説.....	109

# I 計画策定の趣旨





## 1. 計画策定の目的

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国において、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、男女共同参画社会の実現は極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。

本市では、「北本市男女行動計画」を策定した平成6年以降、「第二次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」、「第三次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」、「第四次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」を通じて、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してきました。

平成18年には、男女共同参画の推進に向けて「北本市男女共同参画推進条例」を施行し、市と市民、事業者やその他の機関の責務を明示するとともに男女共同参画に関して講じた施策の状況を公表すること等を定めました。

この間、男女を取り巻く社会環境は大きな変化を続けてきました。社会全体で少子高齢化や人口減少が加速していることに加え、不安定な経済状況などの影響もあり、人々の価値観や生活スタイルに変化や多様性をもたらしています。こうした変化の中で、経済成長の担い手としての女性の可能性が注目されており、国は、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）を公布し、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する方向が示されました。これにより、多様な経験や価値観が反映された新たな市場の開拓などが期待されています。

このような男女共同参画を取り巻く社会環境を踏まえ、これまでの取組の更なる推進と、新たな課題に対応していくため、「第五次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画策定の背景

### (1) 国際的な動向

国際連合が昭和50年を「国際婦人年」、それに続く10年を「国連婦人の10年」と定め、昭和54年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しました。

#### 【近年の動き】

#### ◆UN Women（ジェンダー<sup>※1</sup>平等と女性のエンパワーメント<sup>※2</sup>のための国連機関）正式発足

平成22年の国連総会決議により、DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所）、OSAGI（国連ジェンダー問題特別顧問事務所）、UNIFEM（国連女性開発基金）の4機関を統合して平成23年に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が正式に発足されました。UN Womenは、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動を先導、支援、統合する役割を果たしています。

#### ◆第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）

平成27年が「北京宣言及び行動綱領」の採択から20年にあたることを記念し、同年に「北京+20」（第59回国連婦人の地位委員会）がニューヨークの国連本部で開催されました。ここでは、「北京宣言及び行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、具体的な行動を取ることが表明され、また、男性及び男児の関与の重要性についても述べられました。

#### ◆「持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>※3</sup>」採択

平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられるなど、女性の地位向上と参画を早急に実現していくことの重要性が世界的に認識されています。

#### ■男女共同参画に関する主な世界の動き

年	できごと
昭和50年	国際婦人年世界会議で「世界行動計画」の採択
昭和54年	「女子差別撤廃条約」採択
昭和60年	第3回世界女性会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
平成7年	第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択
平成12年	国連特別総会「女性2000年会議」「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）採択
平成22年	第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）
平成23年	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足
平成27年	第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」） 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

※1 ジェンダー：生物学的意味合いからみた男女の性区別をセックスと呼ぶのに対して、社会的・文化的意味合いからみた男女の性区別のことをいう。

※2 女性のエンパワーメント（Empowerment）：男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

※3 アジェンダ：会議における検討課題のこと。



## (2) 国の動向

国においては、昭和 50 年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

### 【近年の動き】

#### ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正

平成 25 年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象となり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に改められました。

同年に示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」では、施策の推進に関する基本的な事項が定められており、市町村においては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が努力義務とされています。

#### ◆「女性活躍推進法」施行

平成 27 年、女性の採用・登用・能力開発等のため、「女性活躍推進法」が成立し、労働者が 301 人以上の国や地方公共団体、民間事業主について、女性の活躍に関する状況の把握と「事業主行動計画」の策定・公表が義務付けられるなど、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取組が進められています。

#### ◆「第 4 次男女共同参画基本計画」策定

長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況や、働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、依然として様々な課題が存在しており、世代を越えた男女の理解のもと、それらを解決していくため、平成 27 年に「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### ■男女共同参画に関する主な国の動き

年	できごと
平成 11 年	「男女共同参画社会基本法」施行
平成 12 年	「男女共同参画基本計画」策定
平成 13 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
平成 17 年	「第 2 次男女共同参画基本計画」策定
平成 22 年	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定
平成 25 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
平成 27 年	「女性活躍推進法」施行 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定

### (3) 埼玉県の動向

埼玉県においては、国際婦人年からの世界や国の動きを背景として、時代に応じて行動計画等の見直しを重ね、平成 29 年に新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

#### 【近年の動き】

##### ◆埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）の開設

平成 14 年、男女共同参画社会づくりの総合的な拠点として、埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）を開設しました。

##### ◆埼玉県女性キャリアセンターの開設

平成 20 年、子育て期の女性の再就職を支援するため、埼玉県女性キャリアセンターを開設しました。

##### ◆「埼玉県男女共同参画基本計画」の策定

平成 29 年度を初年度とする新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

そのなかでは、基本目標の一つ「経済社会における女性の活躍が更に広がる」を「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画として位置付けるとともに、「埼玉県版ウーマノミクス<sup>※4</sup>プロジェクト」を展開し、働く場における女性の活躍推進に重点的に取り組んでいます。

平成 29 年、配偶者等からの暴力防止について、市町村の取組に対する支援を充実し、県全体の暴力防止対策を推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）」を策定しました。

### (4) 本市の動向

本市では、平成 6 年に「北本市男女行動計画」、平成 13 年には「第二次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」を策定し、様々な分野で男女共同参画に関する施策を推進してきました。

#### 【近年の動き】

##### ◆「北本市男女共同参画推進条例」施行・「北本市男女共同参画都市宣言」

平成 18 年 7 月に「北本市男女共同参画推進条例」が施行され、男女の人権が尊重され個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けての、市や市民、事業者等の責務を明らかにしました。また、同年 11 月には「北本市男女共同参画都市宣言」を行っています。

##### ◆「北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」毎年度の推進管理の開始

平成 20 年度からは男女共同参画に関する年次報告書を作成し、毎年度計画の進捗状況を取りまとめるとともに、男女共同参画の視点からの配慮度チェックを行い、計画の推進管理を行っています。

##### ◆「北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」の見直し

平成 13 年に「第二次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」を策定したのち、それまでの計画の実施状況を精査し、平成 19 年に「第三次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」を、平成 25 年に「第四次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」を策定しました。「第四次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」は平成 29 年度までを計画期間としています。

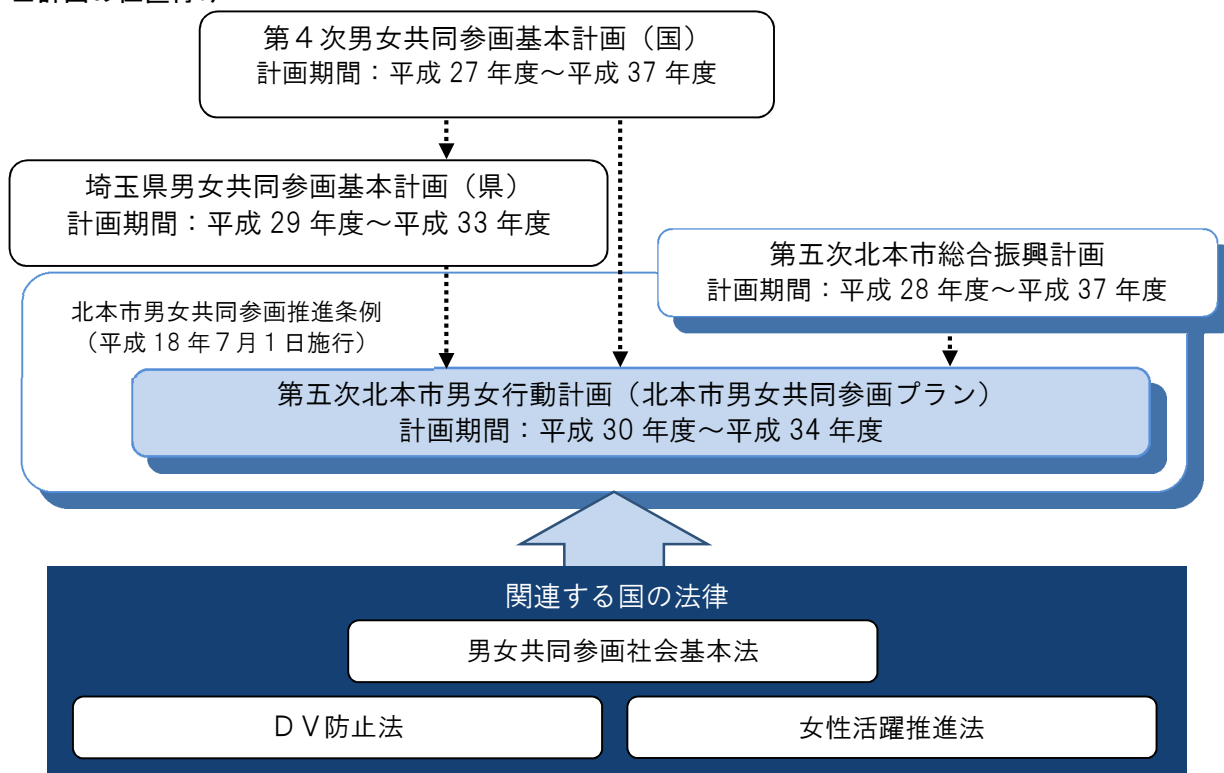
---

※4 ウーマノミクス：「ウーマン」（女性）＋「エコノミクス」（経済）を組み合わせた造語。女性の活躍による経済の活性化、働き手としても消費者としても女性のパワーがけん引する経済のあり方を意味する。

### 3. 計画の性格

- (1) 本計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにしたものです。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「北本市男女共同参画推進条例」第 11 条第 1 項に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) 本計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、県の「埼玉県男女共同参画基本計画」や「第五次北本市総合振興計画」を踏まえるとともに、関連する市の諸計画との整合を図りながら策定しました。
- (4) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- (5) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- (6) 本計画は、北本市男女共同参画審議会の意見を尊重するとともに、「第四次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」の進捗状況や課題を整理し平成 28 年 10 月に実施した「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」の結果や、平成 28 年 12 月に実施した「第五次北本市男女行動計画策定のための事業者ヒアリングシート」の結果、平成 29 年 10 月に実施したパブリック・コメント制度等による市民の提言等をもとに策定しました。
- (7) 本計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

#### ■計画の位置付け



注：計画期間中、新元号に移行したときは、平成31年5月以降の年及び年度の表記に限り、新元号に読み替えるものとします。

## 4. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの5年間とします。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	
第五次北本市総合振興計画（平成 28 年度～平成 37 年度）										
		第五次北本市男女行動計画 （北本市男女共同参画プラン）								



## Ⅱ 男女共同参画を取り巻く 本市の現状と課題

---



## II

# 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

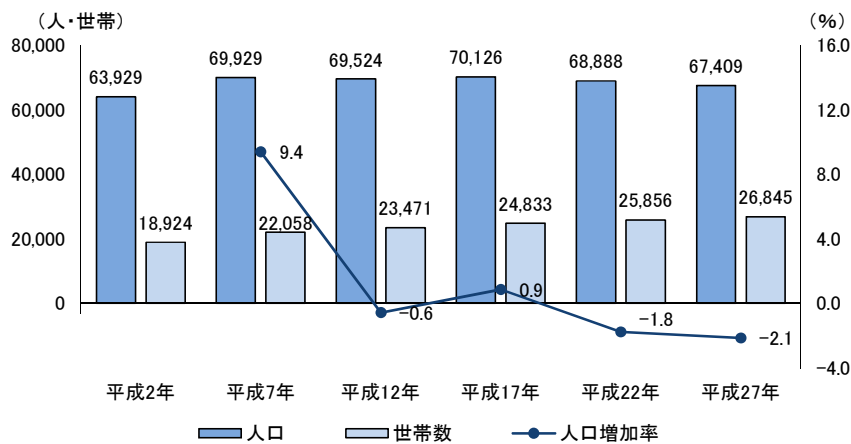
## 1. 統計からみる本市の現状

### (1) 人口・世帯数の動向

#### ①人口の推移

人口の推移をみると、平成27年10月1日現在の本市の人口は67,409人、世帯数は26,845世帯となっています。平成2年から7年までは、増加率は9.4%と人口は増加傾向にありましたが、平成12年以降は減少傾向となっています。一方、世帯数は増加しています。

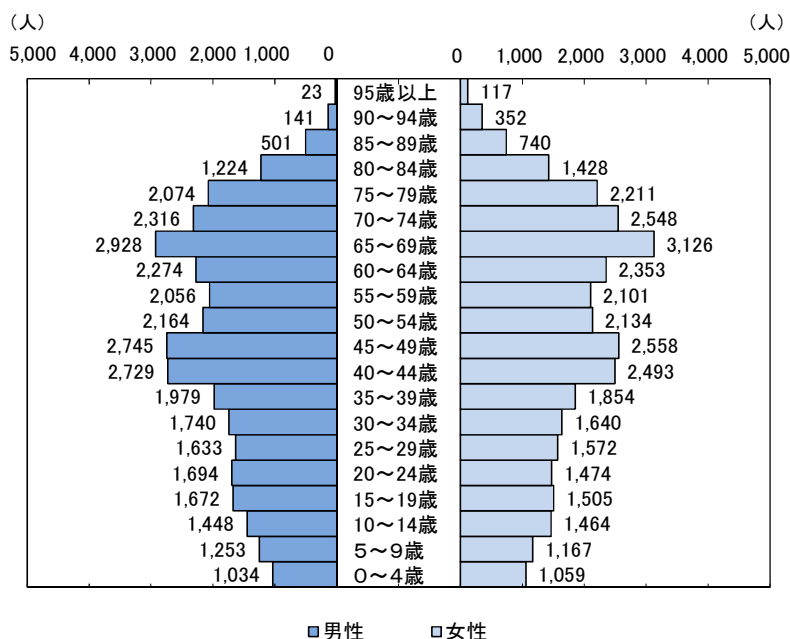
#### ■人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

本市の人口ピラミッドをみると、65～69歳が最も多く、次いで40～49歳が多くなっています。

#### ■人口ピラミッド (平成29年)

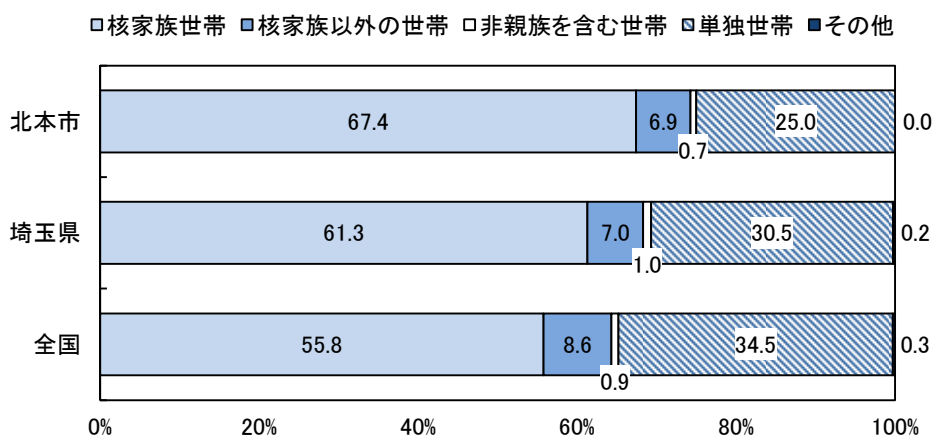


資料：住民基本台帳（外国人を含む）平成29年2月末現在

## ②世帯の推移

一般世帯※5構成比をみると、全国や埼玉県と比較して、本市は核家族世帯の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。

### ■一般世帯構成比の比較（平成 27 年）



資料：国勢調査

本市における一般世帯数の推移をみると、「核家族世帯」と「核家族以外の世帯」の比率が減少し、「単独世帯」の比率が増加しています。また、「母子世帯」と「父子世帯」の世帯数は平成 22 年に増加しているものの、平成 27 年に減少しています。

### ■北本市の一般世帯数の推移

年次	項目	核家族世帯	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯	(再掲)母子世帯	(再掲)父子世帯	合計
		平成 17 年	世帯数	17,881	2,381	129	4,428	389
	構成比 (%)	72.0	9.6	0.5	17.8	1.6	0.2	100.0
平成 22 年	世帯数	18,035	2,128	220	5,464	421	66	25,847
	構成比 (%)	69.8	8.2	0.9	21.1	1.6	0.3	100.0
平成 27 年	世帯数	18,088	1,838	186	6,710	365	49	26,822
	構成比 (%)	67.4	6.9	0.7	25.0	1.4	0.2	100.0

資料：国勢調査

※5 一般世帯：次のいずれかの場合を示す。(1) 住居と生計を共にしている人々の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者（ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人は、人数に関係なく雇主の世帯に含まれる）。(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者。(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。



## (2) 少子高齢化の進行

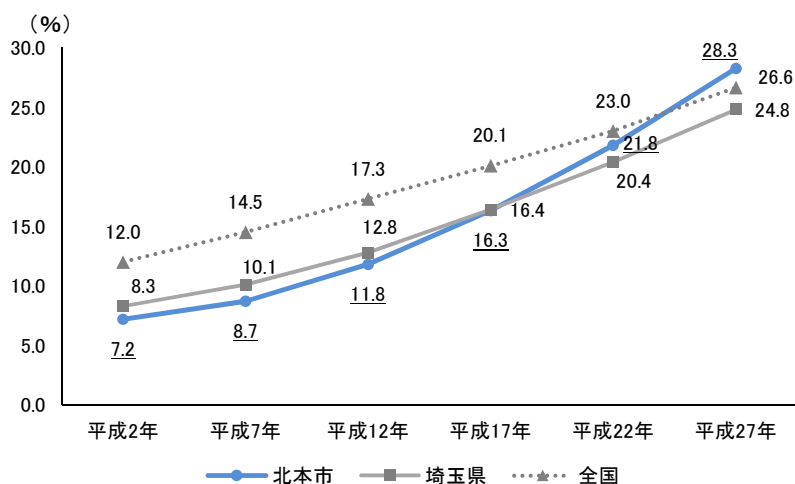
### ① 高齢者の推移

高齢化率※6の推移をみると、平成17年まで全国、埼玉県を下回って推移していましたが、平成27年には全国、埼玉県を上回る、28.3%となっています。

平成27年の埼玉県における高齢化率の順位をみると、本市は埼玉県内で23番目に高くなっています。

また、高齢者人口※7の推移をみると、年々増加しており、10年間で男性は約3,500人、女性は約4,000人増加しています。

■ 高齢化率の推移

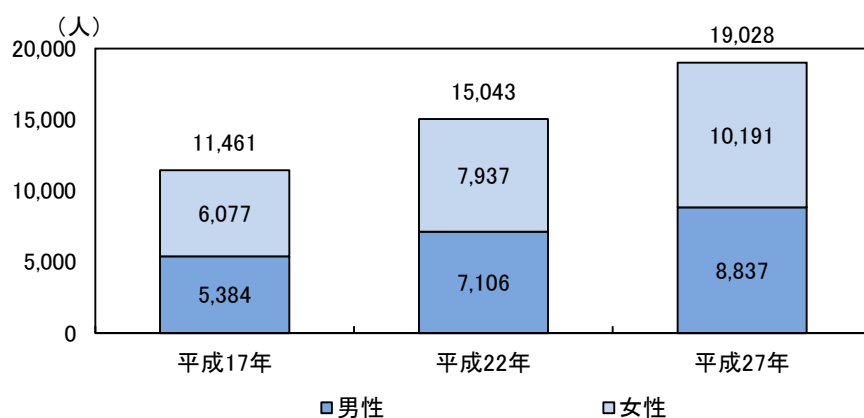


■ 埼玉県における高齢化率の順位

順位	市町村	高齢化率
	埼玉県	24.8%
1	鳩山町	38.9%
23	北本市	28.3%
63	戸田市	16.6%

資料：国勢調査

■ 高齢者人口の推移



資料：国勢調査

※6 高齢化率：高齢者人口が、総人口に占める割合。

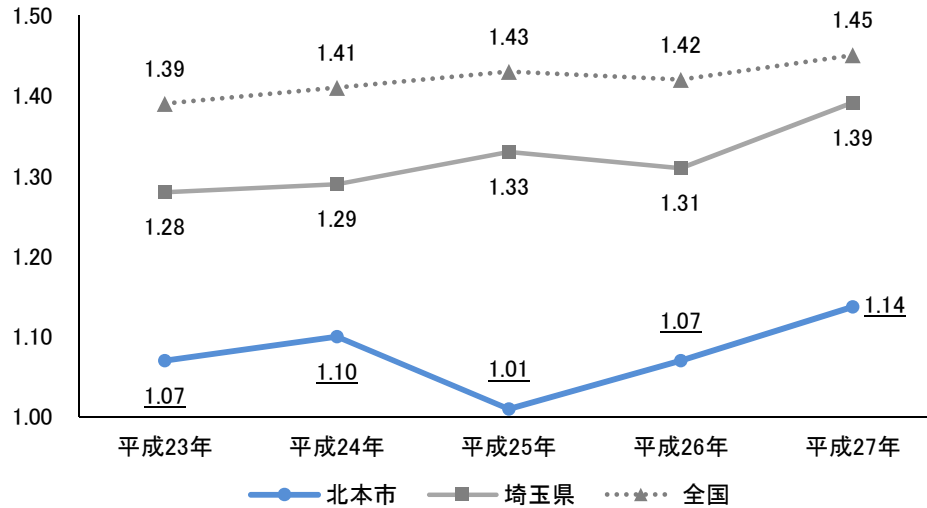
※7 高齢者人口：65歳以上の人口のこと。

## ②少子化の進行

合計特殊出生率<sup>※8</sup>の推移をみると、本市は全国、埼玉県の数値を下回って推移しており、平成27年では1.14となっています。

本市の合計特殊出生率は、鴻巣保健所管内では最も低い水準となっています。

### ■合計特殊出生率



資料：鴻巣保健所管内の人口動態統計

### ■鴻巣保健所管内における合計特殊出生率の順位（平成27年）

順位	市町村	合計特殊出生率
	埼玉県	1.39
1	伊奈町	1.55
2	上尾市	1.43
3	桶川市	1.25
4	鴻巣市	1.24
5	北本市	1.14

資料：鴻巣保健所管内の人口動態統計

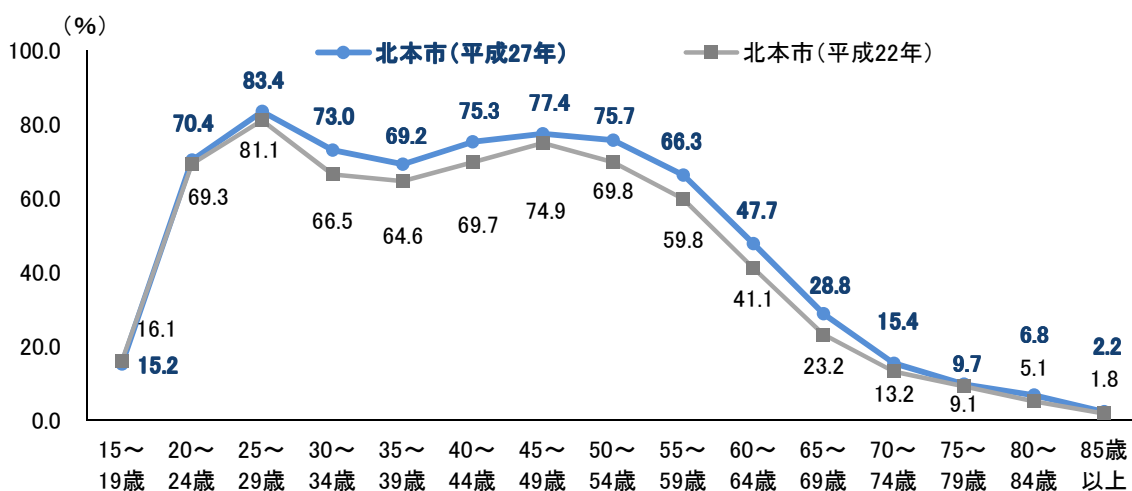
※8 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数。

### (3) 就業に関する現状

#### ①労働力率※<sup>9</sup>の推移

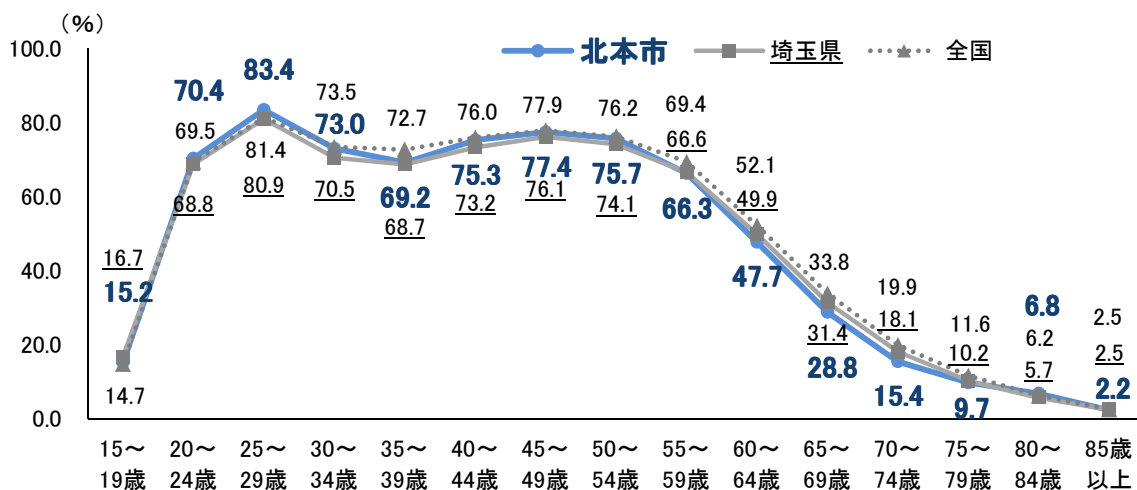
女性の年齢別労働力率をみると、平成22年と比較して15～19歳を除くすべての年齢で割合が高くなっています。年齢別にみると、20歳代では全国、埼玉県を上回って高くなっている一方、30歳代から50歳代前半は全国を下回って推移しています。

■女性の年齢別労働力率（経年比較）



資料：国勢調査

■女性の年齢別労働力率（平成27年）



資料：国勢調査

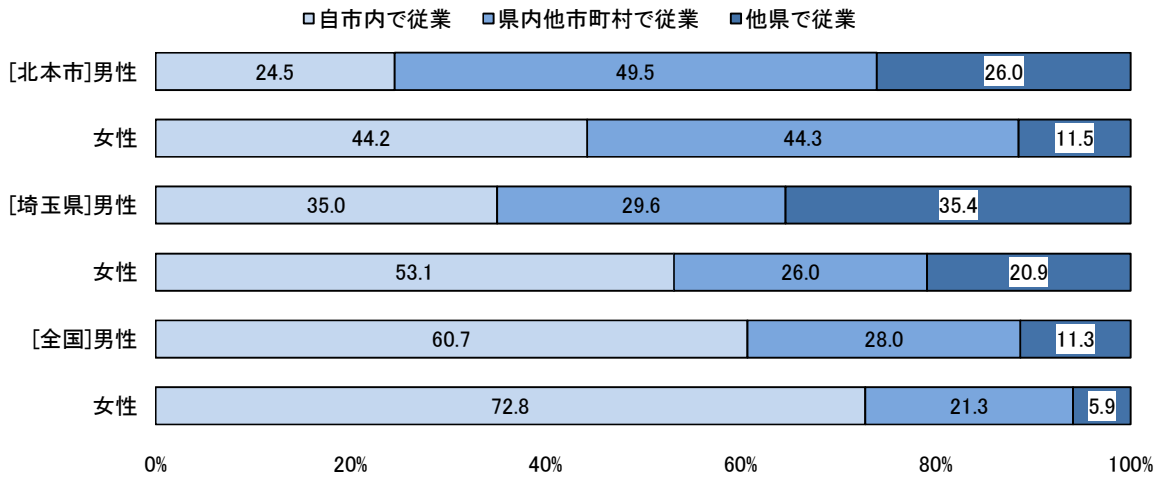
※<sup>9</sup> 労働力率：就業者数と完全失業者数を合計した労働力人口が、15歳以上の人口に占める割合。

②従業地

市内就業者の従業地別比率をみると、本市は男女ともに全国や埼玉県よりも「自市内で従業」の比率が少なくなっています。

性別にみると、女性の約4割が市内で従業しているのに対し、男性では2割半ばとなり、県内他市町村が約半数を占めています。

■就業者の従業地別比率（平成27年）



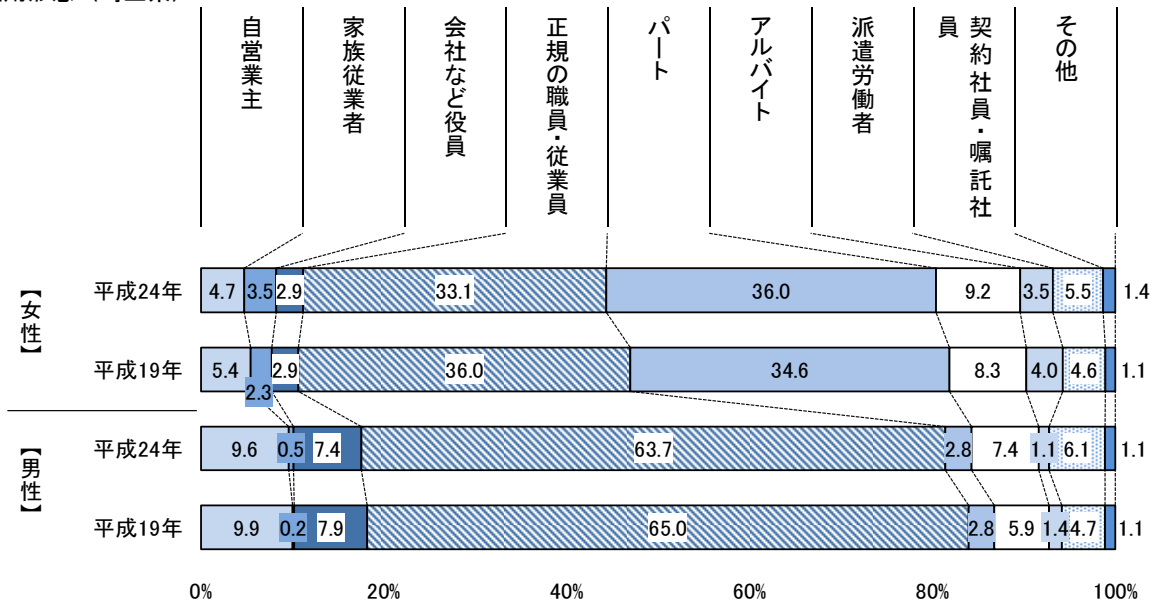
資料：国勢調査

③雇用形態

埼玉県の就業者の雇用形態について、平成24年と平成19年の比率を比較すると、男女ともに概ね同様の数値となっています。

性別にみると、女性では「パート」、「アルバイト」、「派遣労働者」、「契約社員・嘱託社員」を合計した非正規の職員・従業員の割合が5割を超えて多く、「正規の職員・従業員」が6割を占める男性と雇用形態に差がみられます。

■雇用形態（埼玉県）

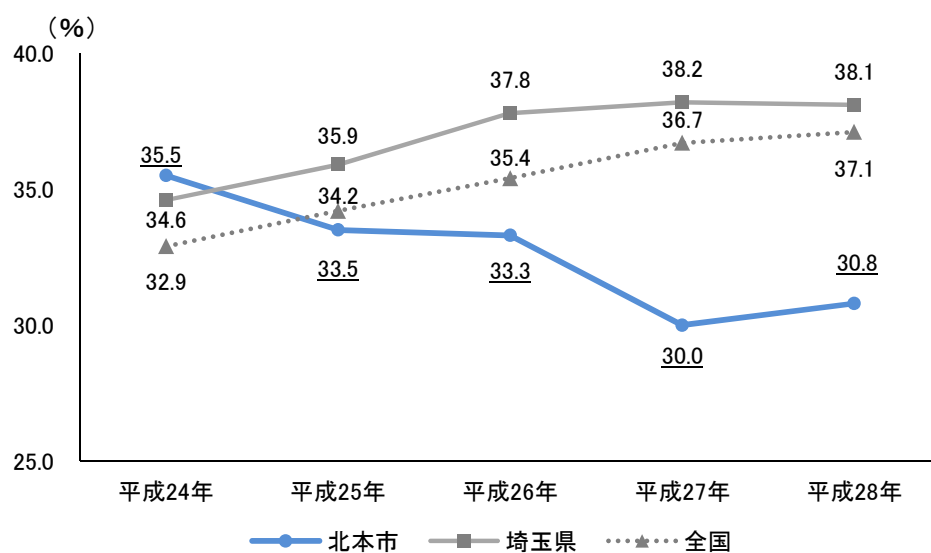


資料：就業構造基本調査

#### (4) 審議会等の委員における女性の割合

審議会等の委員における女性の割合の推移をみると、過去5年間3割台で推移していますが、平成25年以降は減少傾向にあり、増加傾向にある全国、埼玉県との差が大きくなっています。

■ 審議会等の委員における女性の割合



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

## 2. 男女共同参画に関する意識の状況

### (1) 調査概要

本計画の策定に向け、また、今後の男女共同参画に関する取組の重要な基礎資料とするため、市民の男女共同参画に関する意識・実態や、事業者の立場から見た男女共同参画に関する現状・課題等を把握することを目的として、平成28年10月に「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」（以下「市民アンケート調査」という。）を、平成28年12月に「第五次北本市男女行動計画策定のための事業者ヒアリングシート」（以下「事業者シート」という。）を実施しました。

#### ■市民アンケート調査

調査の概要	
調査の設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査対象：北本市在住の18歳以上の市民</li> <li>○対象者数：2,000人</li> <li>○標本抽出：年齢・地域等の層化法により、住民基本台帳から無作為抽出</li> <li>○調査方法：郵送配布・郵送回収</li> <li>○調査期間：平成28年10月20日～11月4日</li> <li>○有効回収数：1,024（女性566、男性434、性別無回答24）</li> <li>○回収率：51.2%（女性56.6%、男性43.4%）</li> </ul>
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 男女平等に関する意識について</li> <li>2 家庭生活（家事・育児・介護）について</li> <li>3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について</li> <li>4 職業生活について</li> <li>5 配偶者等からの暴力などについて</li> <li>6 北本市の男女共同参画の取組について</li> </ul>

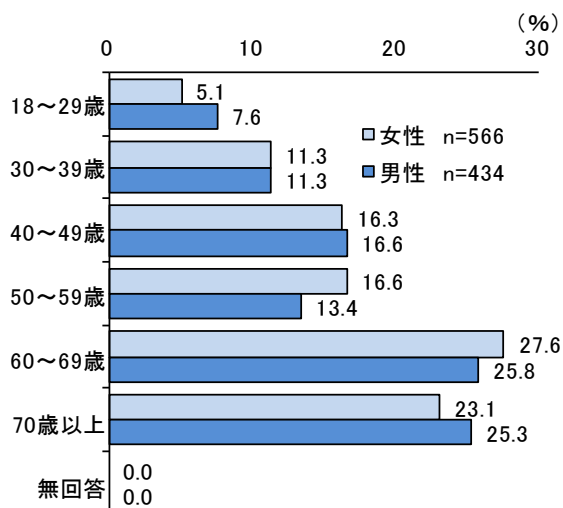
#### ■事業者シート

調査の概要	
調査の設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査対象：従業員10人以上300人以下の市内事業所</li> <li>○対象者数：100事業所</li> <li>○標本抽出：市内事業所から無作為抽出</li> <li>○調査方法：郵送配布・郵送回収</li> <li>○調査期間：平成28年12月12日～12月27日</li> <li>○有効回収数：33事業所</li> <li>○回収率：33.0%</li> </ul>
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 事業所の状況について</li> <li>2 女性従業員の実態について</li> <li>3 女性の管理職登用について</li> <li>4 ワーク・ライフ・バランスについて</li> <li>5 セクシュアル・ハラスメントを防止する取組について</li> <li>6 今後の取組について</li> </ul>

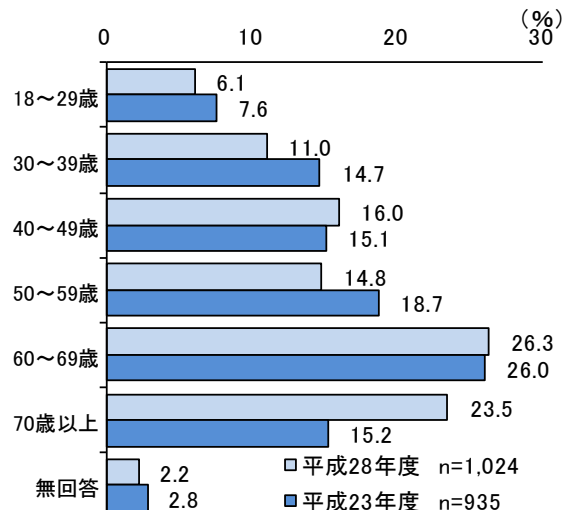
## (2) 市民アンケート調査

回答者の年齢については、男女ともに「60～69歳」が最も多く、次いで男女ともに「70歳以上」、次いで女性では「50～59歳」、男性では「40～49歳」となっています。

■回答者の年齢（性別）

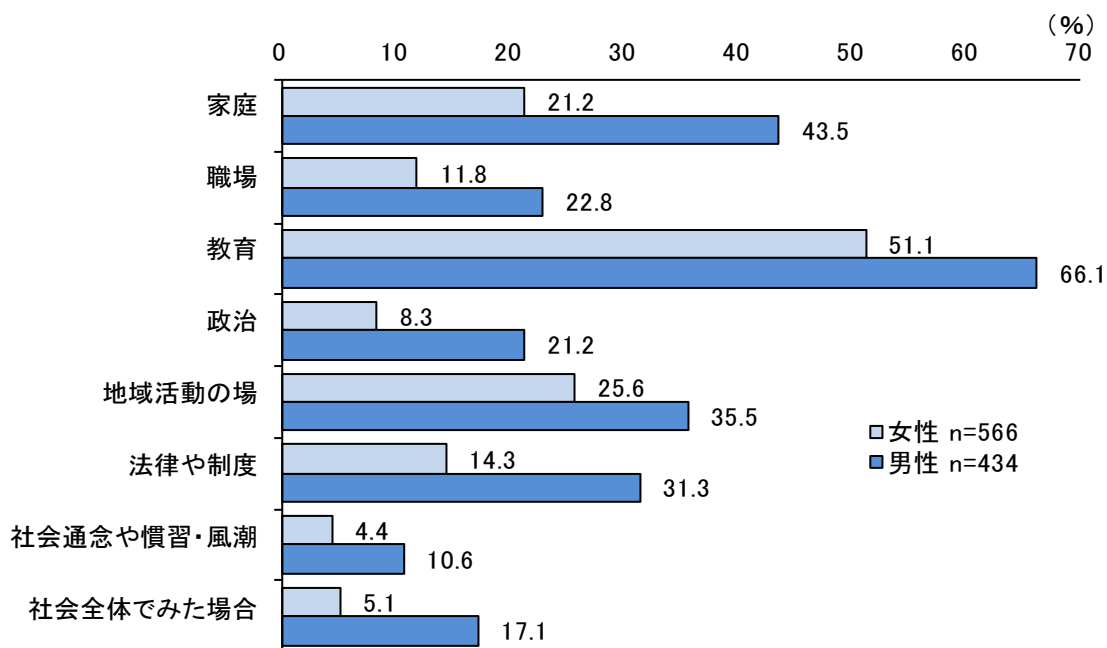


■回答者の年齢（経年比較）

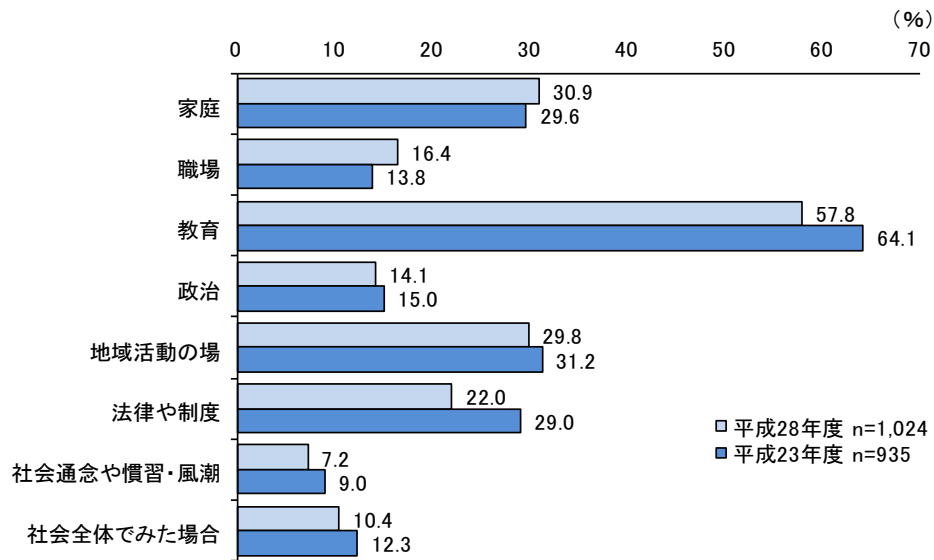


社会における各分野の男女平等観については、すべての分野において男性に比べ女性の平等観が低く、特に家庭においてその差が大きくなっています。また、前回調査と比較すると、教育の分野や法律や制度で平等になっていると感じる割合が減少しています。

■平等になっている（性別）

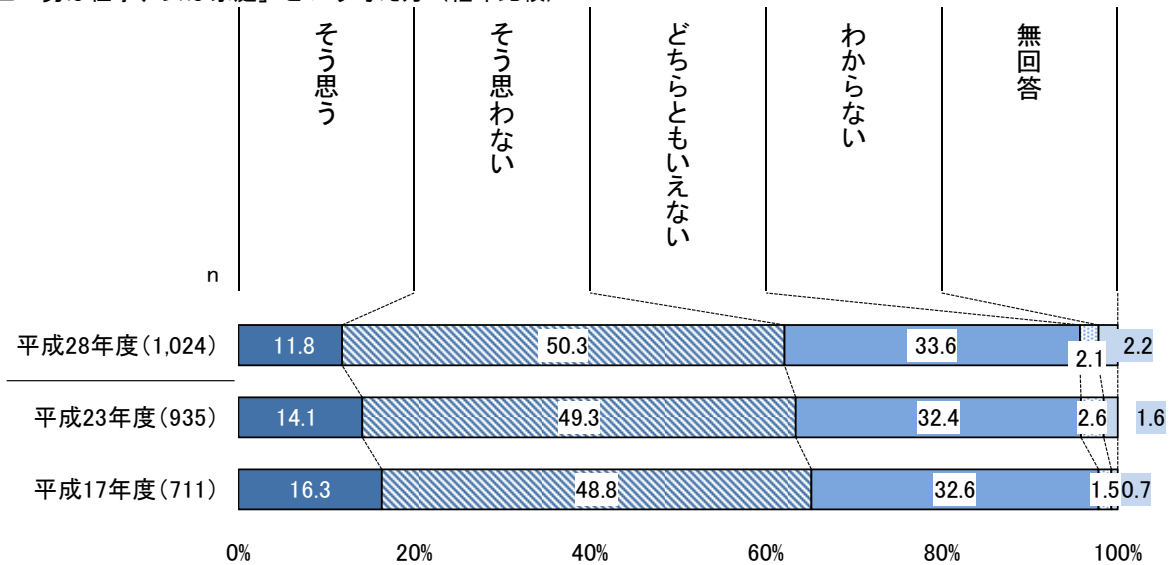


■平等になっている（経年比較）



「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識については、「そう思う」が減少し、「そう思わない」が増加しています。

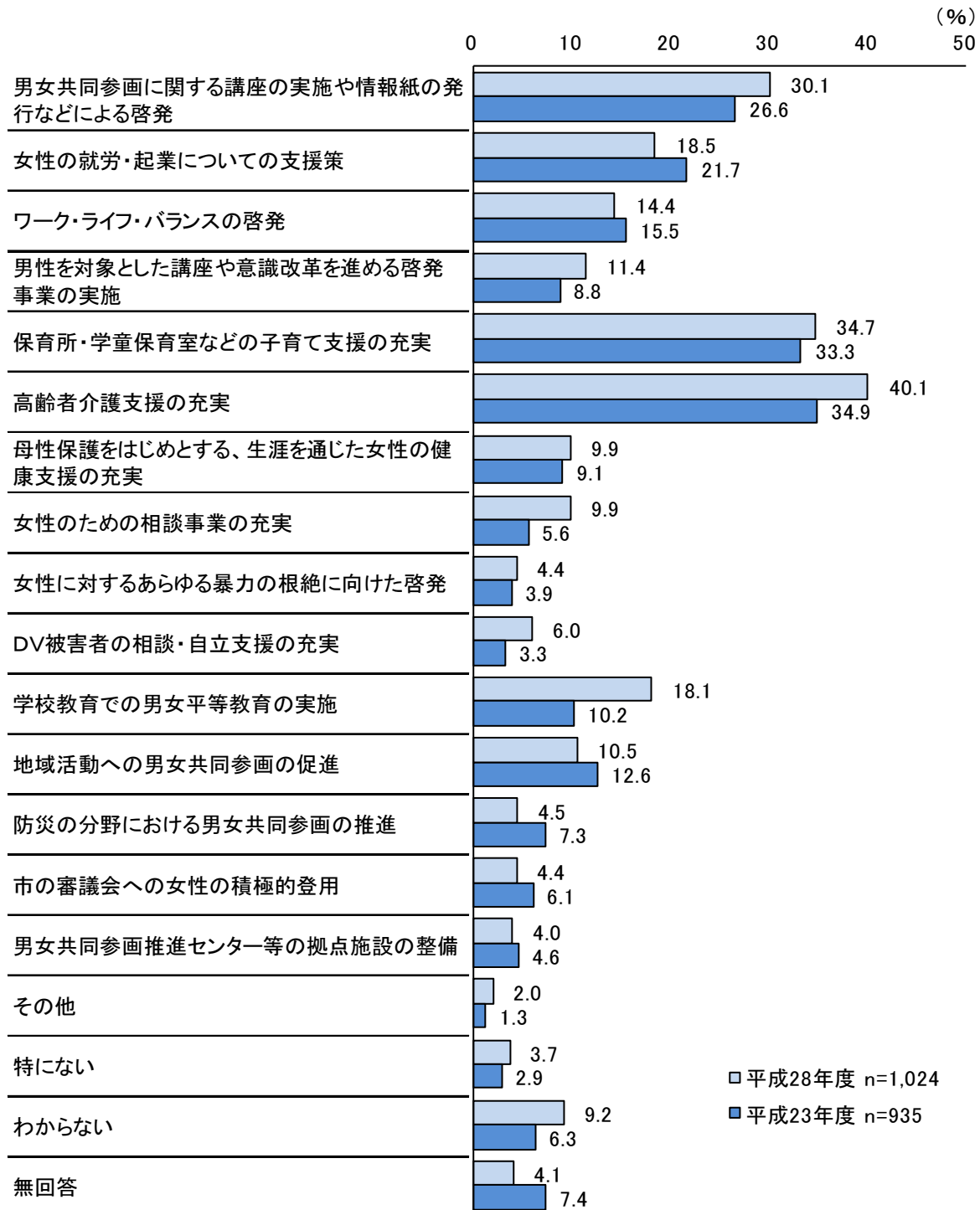
■「男は仕事、女は家庭」という考え方（経年比較）





男女共同参画社会の実現に向けて市に求めることをみると、「高齢者介護支援の充実」が最も多く、次いで「保育所・学童保育室などの子育て支援の充実」、「男女共同参画に関する講座の実施や情報紙の発行などによる啓発」となっています。

■男女共同参画社会の実現に向けて市に求めること（経年比較）

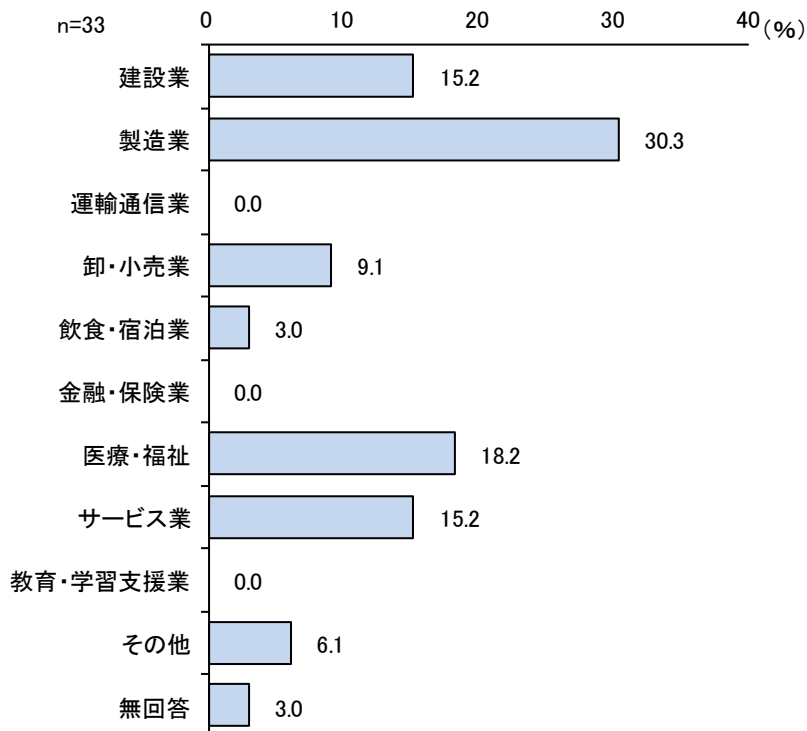


### (3) 事業者シートの結果概要

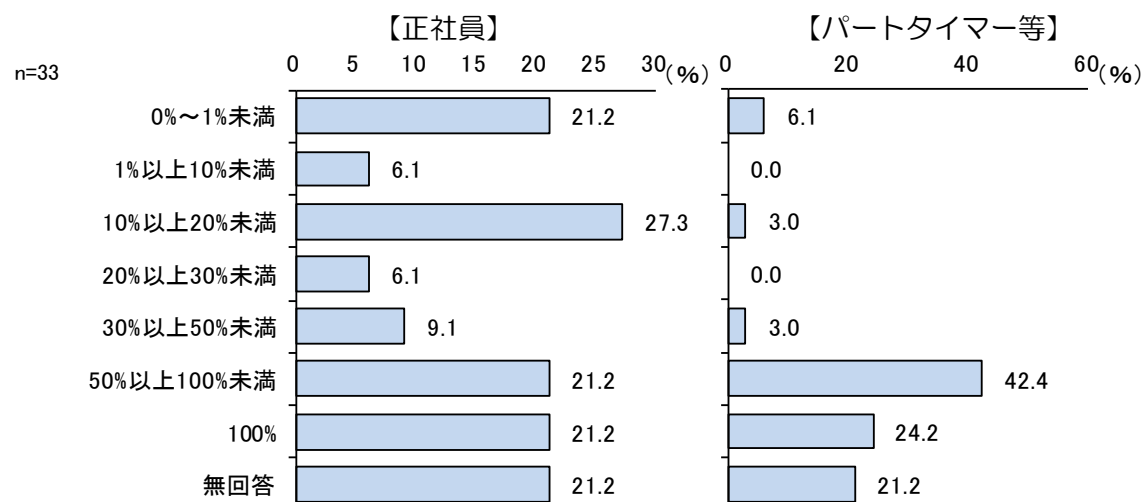
回答者の業種をみると、「製造業」が最も多く、次いで「医療・福祉」、「建設業」と「サービス業」が多くなっています。

また、事業所における女性の割合をみると、正社員では「10%以上 20%未満」が、パートタイマー等では「50%以上 100%未満」が多くなっています。

#### ■業種

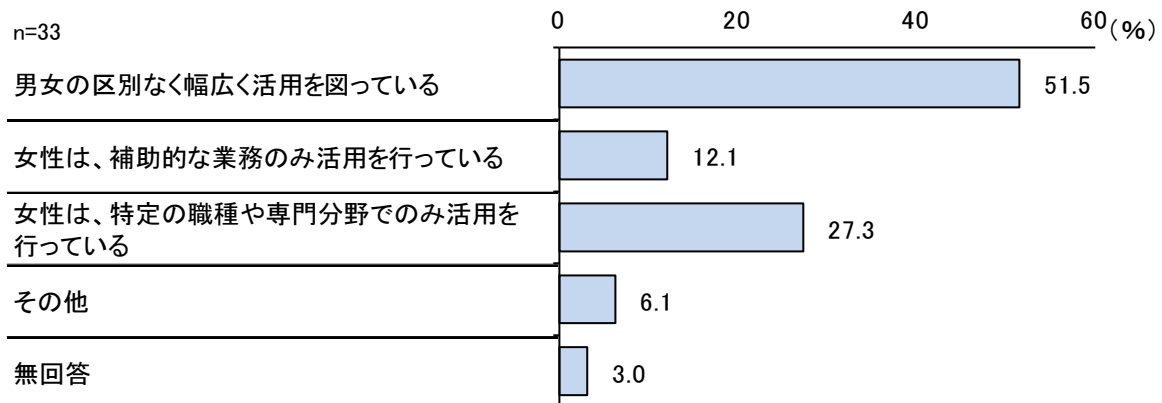


#### ■事業所における女性の割合



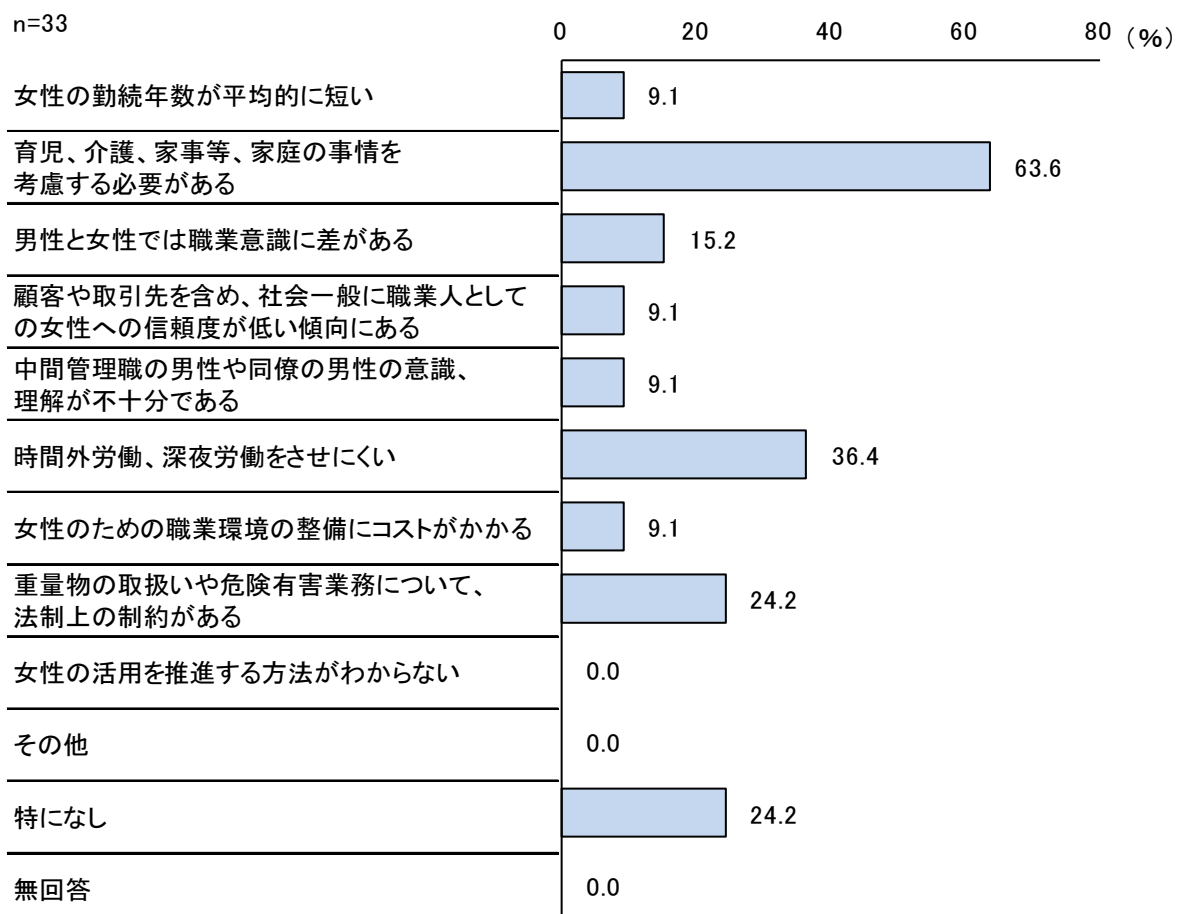
女性従業員の活用については、「男女の区別なく幅広く活用を図っている」が最も多く、次いで「女性は、特定の職種や専門分野でのみ活用を行っている」が多くなっています。

■女性従業員の活用について



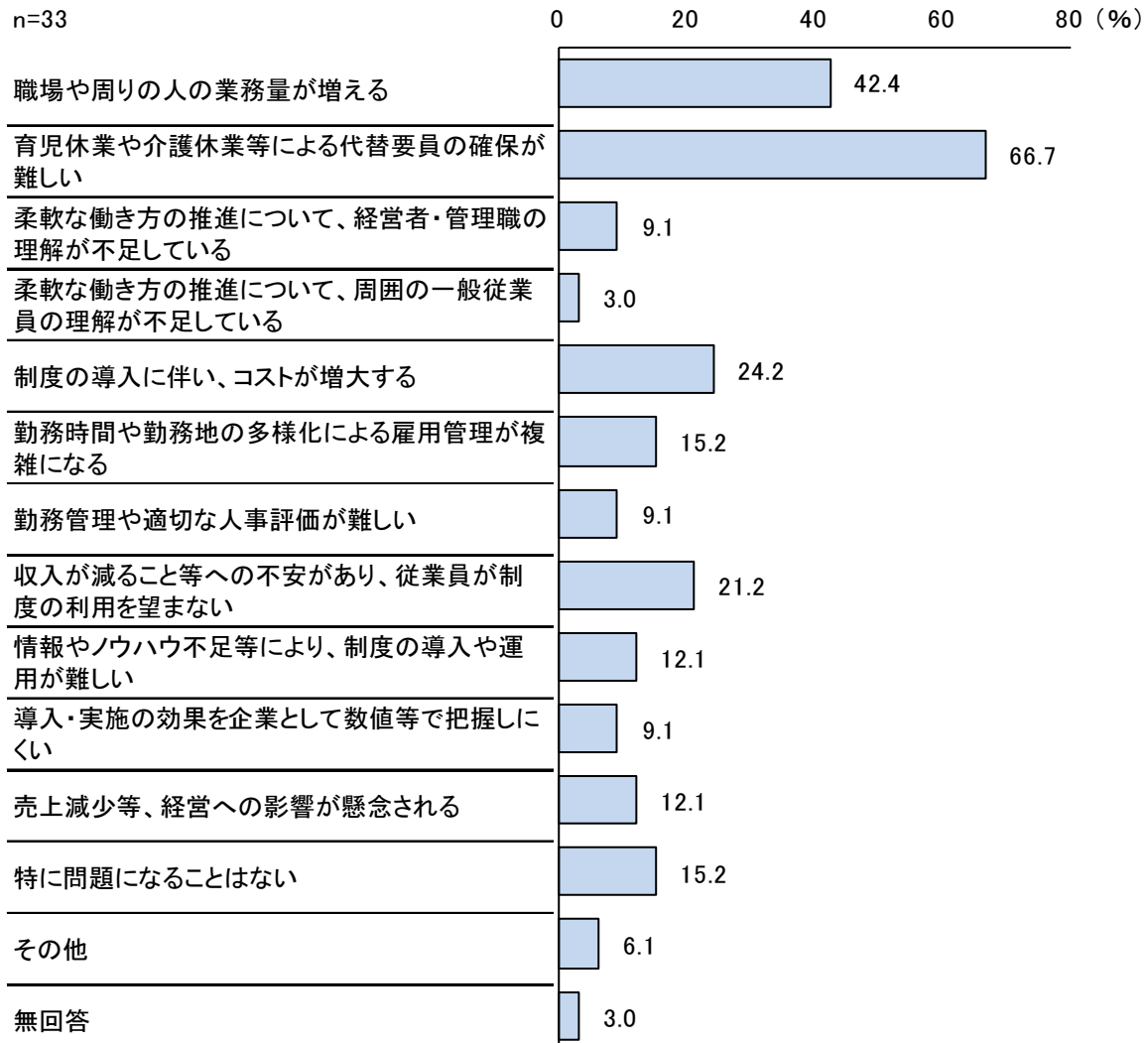
女性従業員の活用にあたって課題と感じていることは、「育児、介護、家事等、家庭の事情を考慮する必要がある」が最も多く、次いで「時間外労働、深夜労働をさせにくい」が多くなっています。

■女性従業員の活用にあたっての課題



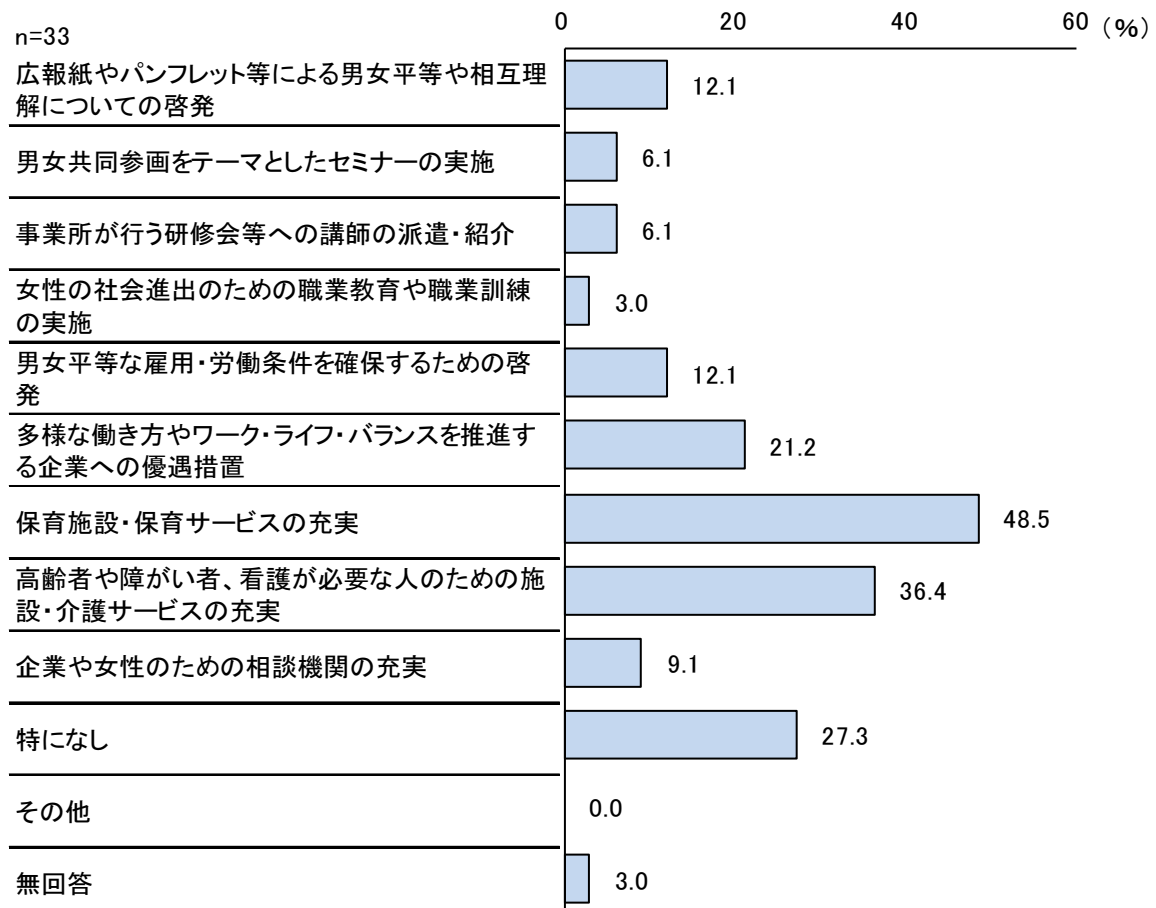
事業所における柔軟な働き方の整備に向けて困難に感じることは、「育児休業や介護休業等による代替要員の確保が難しい」が最も多く、次いで「職場や周りの人の業務量が増える」が多くなっています。

■柔軟な働き方ができる制度の整備で困難に感じること



男女共同参画の推進に向けて市に期待する取組をみると、「保育施設・保育サービスの充実」が最も多く、次いで「高齢者や障がい者、看護が必要な人のための施設・介護サービスの充実」が多くなっています。

■男女共同参画の推進に向けて市に期待する取組



### 3. 第四次計画の評価

#### 基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けての意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりとして、啓発紙の発行や講座の開催、学校での男女平等教育、生涯学習の推進、人権意識の高揚のための事業の開催等を実施しています。

広報紙による市民への啓発、公民館講座等での生涯にわたる啓発、学校での男女平等教育や進路指導等における児童・生徒への啓発など、様々な機会を捉えて啓発事業を実施し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

また、人権啓発資料を配布し、啓発講演会や講座を開催することにより、人権意識の高揚を図っています。

その結果、男性の育児休業・介護休業取得に肯定的な回答をした人の割合がそれぞれ増加し、目標値を達成しています。一方で固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合は大きな変化が見られず、社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合はわずかに減少しています。

指標	策定当初 (平成 23 年度)	目標値 (平成 27 年度)	実績値 (平成 28 年度)
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合	49.3%	60%	50.3%
男性の育児休業・介護休業取得に肯定的な回答をした人の割合	育児休業：46.7% 介護休業：51.3%	育児休業：60% 介護休業：70%	育児休業：74.0% 介護休業：81.1%
社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合	12.3%	30%	10.4%

#### 基本目標 2 一人ひとりが社会参画するための環境づくり

一人ひとりが社会参画するための環境づくりとして、女性の就労継続を支援するための子育て支援や、防災・防犯分野における参画など、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

労働講座では「より良い職場環境づくりに役立つ知識を習得する講座」と題し、職場における男女共同参画の推進を図りました。

子育てと仕事の両立支援としては、ステーション保育事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業を実施し、働く女性を支援しています。また、両立しやすい働き方を実現するためにキャリアアップをテーマとしたセミナーを開催しました。

防災分野においては、女性等のニーズを反映した対策を進めるため、「北本市地域防災計画」において、女性や避難行動要支援者等に対し配慮をするよう定めています。

一方で、数値目標の達成状況をみると、1年間に地域活動に参加した、または参加している人の割合が減少しており、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度とともに、目標達成には至っていません。

指標	策定当初 (平成 23 年度)	目標値 (平成 27 年度)	実績値 (平成 28 年度)
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	20.3%	60%	27.1%
1 年間に地域活動に参加した、または参加している人の割合	56.0%	70%	49.4%

### 基本目標 3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

生涯を通じた健康づくりと福祉の充実として、生涯を通じた健康づくりのための事業、子育て支援、ひとり親家庭・高齢者・障がい者が地域で暮らすための支援等を実施しています。

各種健康診査や運動教室を開催し、ライフステージに合わせた女性の健康づくりを支援しています。その一方で、性と生殖に関して生涯を通じた健康が保障されていると回答した女性の割合は減少しており、目標達成には至っていません。

また、子育て支援では、子育てへの男性の積極的な参加を促すとともに、地域で子育てを支援していくための事業や育児相談・教育相談等の支援事業に取り組みました。

ひとり親家庭に対しては、ひとり親家庭の父又は母が就職に有利な資格を取得するために修学している間、高等職業訓練促進給付金等を支給し、生活の負担の軽減を図ることによって、就労を支援しています。

指標	策定当初 (平成 23 年度)	目標値 (平成 27 年度)	実績値 (平成 28 年度)
性と生殖に関して生涯を通じた健康が保障されていると回答した女性の割合	25.3%	40%	21.2%

## 基本目標4 男女共同参画推進の体制づくり

男女共同参画推進の体制づくりとして、女性の政策・意思決定過程への参画促進や男女共同参画審議会等の運営、男女共同参画に関する情報の収集と提供等を実施しています。

審議会等の委員における女性の割合は、近年減少しており、目標達成には至っていません。引き続き、審議会等における女性の登用状況を把握し、政策・意思決定過程への女性の参画を進めます。

また、「北本市男女共同参画推進条例」の認知度は大きな変化が見られず、目標達成には至っていません。

指標	策定当初 (平成 23 年度)	目標値 (平成 27 年度)	実績値 (平成 28 年度)
審議会等の委員における女性の割合	35.5% (平成 24 年度)	40%	31.6% (平成 29 年度)
「北本市男女共同参画推進条例」の認知度	3.9%	20%	3.5%

## 基本目標5 あらゆる暴力の根絶【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】

あらゆる暴力の根絶に向けて、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援等を実施しています。

近年ではDV被害者の相談内容が複雑化し、様々な問題を抱えているケースが多くなっており、相談窓口の充実と被害者支援のネットワーク構築が重要となっていることから、被害者に対し、庁内各課が連携して適切に保護・支援にあたりました。また、女性特有の悩みや問題に対応するための女性相談を実施し、相談体制の充実を図っています。

配偶者等からの暴力についての認知度を高める目標を定めており、「平手でぶつ、足でける」、「なぐるふりをして、おどす」は共に暴力であるという認知度は高まっていますが、目標達成には至っていません。また、配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度の向上に努めましたが、その認知度は減少しているほか、暴力被害を実際に相談した人の割合も大きな変化は見られず、目標達成には至っていません。

指標	策定当初 (平成 23 年度)	目標値 (平成 27 年度)	実績値 (平成 28 年度)
配偶者等からの暴力についての認知度			
平手でぶつ、足でける	80.7%	100%	85.4%
なぐるふりをして、おどす	56.5%		61.3%
配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度	41.0%	70%	34.4%
配偶者等からの暴力被害を相談した人の割合	14.8%	30%	15.2%



## 4. 課題のまとめ

### (1) 性別や年代に応じた意識啓発の実施

男女共同参画社会の実現に向けては、市民一人ひとりが男女共同参画を身近な問題であると捉え、主体的に行動することが必要です。市民アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は解消されつつありますが、男女平等観については、男性に比べ女性で平等になっていると感じる割合が低く、特に家庭の分野でその差が大きくなっています。

男女がともに、互いの人格や個性を尊重し、一人ひとりの個性や能力を發揮して行動することができるよう、学校教育など幼少期から男女共同参画の考え方を普及するとともに、様々な年代に応じた意識啓発・周知の方法を検討し、継続して取り組む必要があります。

### (2) 働く場や地域社会への参画促進

社会のあらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を發揮し、積極的に参画する社会をつくるためには、働く場や地域社会での活動に参加しやすい環境づくりが必要です。市民アンケート調査では、子育てや介護により現在就労していない女性のうち、30歳代と40歳代で今後働くことを希望する割合が約7割となっており、子育てや介護をしながら、自らの希望に応じた多様な働き方を実現することができるよう、支援を行う必要があります。

また、その実現に向けては、パートナーとなる男性の家庭への参画も重要となりますが、男性の「仕事優先」という状況が家事・育児・介護、地域への参画を妨げていることが考えられます。労働時間の短縮や柔軟な勤務制度導入の必要性について、企業へ啓発を行う必要があります。

さらに、政策や意思決定の過程において、どちらかの性に偏ることの無いよう、審議会等委員における女性の割合増加に引き続き取り組むとともに、男女共同参画の視点に立った防災対策等、地域社会における男女共同参画の推進に取り組む必要があります。

### (3) 生活環境の充実にに向けた支援体制の強化

男女がともにあらゆる分野に参画し、生涯にわたって心豊かな生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスの推進や、安心して健康に暮らすことができる体制づくりが必要です。

本市において、核家族世帯が増加し、国や県に比べても割合が高くなっており、家庭における子育てや介護の負担が拡大していくことが考えられます。そのため、男女がともに育児・介護を行うための、家庭での育児・介護負担を軽減するサービスの充実に取り組む必要があります。

また市民アンケート調査では、女性の性と生殖に関して、生涯を通じた健康が保障されているかについて、そう思うとの回答がいずれの性別・年代でも4割を下回っており、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>※10</sup>の考え方の普及と性別に応じた健康づくり支援を行う必要があります。

---

※10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：個人の自己決定権を保障する考え方で、生涯にわたって身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことをいう。

#### (4) 配偶者等からの暴力に対する正しい認識の普及

暴力は、被害者の人権を侵害する行為であり、男女の人権の尊重を基本理念とする男女共同参画社会の形成を阻害する重大な問題です。近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層における交際相手からの暴力（デートDV）等、暴力の多様化に対する問題への対応も求められています。

市民アンケート調査では、平手でぶつ、足でける等の身体的暴力を暴力として認識する割合は高くなっていますが、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力は割合が低くなっています。また長期間無視し続ける、大声でどなる行為は女性に比べ男性の被害が多く、その他の行為についても男女ともに一定の被害があることから、社会全体でDVを問題視できる意識が浸透していくよう、性別、年齢を問わず周知・普及を図る必要があります。

また、実際に被害を受けた経験がある人のうち、DV被害を相談しようとは思わなかったと回答する割合が高く、また被害を相談できた場合でも、相談相手として公的機関の利用状況が少なくなっていることから、DV被害者のための情報提供や、適切な機関につなぐ体制の整備と充実が必要となっています。

#### (5) 計画の推進体制の強化

計画の推進にあたっては、各主体が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、様々な立場から取組を展開することが重要です。

本市では、平成20年度以降、計画の推進にあたって、各施策に位置付ける事業を各年度ごとに評価し、年次報告書として取りまとめています。今後も効果的な計画の推進に向けて、市内全体で男女共同参画の必要性・重要性を認識して計画に取り組むことができるよう、市職員への啓発や、ロールモデル<sup>※11</sup>となる男性・女性の育成を行う必要があります。

また、市民・団体・企業と協働して男女共同参画を推進するため、「男女きらきら北本いっしょにプログラム（男女共同参画推進者登録制度）」の登録促進など、各主体に積極的に働きかけを行う必要があります。

---

※11 ロールモデル：自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる（お手本となる）人物のこと。

# Ⅲ 計画策定の方向



---



### Ⅲ 計画策定の方向

#### 1. 基本理念と基本目標

##### (1) 基本理念

本計画は、「北本市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

男女の人権の尊重	個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的な取り扱いを受けないこと。また個人として能力を発揮する機会が確保されること。
社会における制度又は慣行についての配慮	制度や慣行が、男女が自由に活動することを妨げないよう配慮されること。
政策等の立案及び決定への共同参画	地域や働く場、市の施策について、男女がともに参画できる機会が確保されること。
家庭生活における活動と社会生活における活動への参画	家庭において互いの協力と社会の支援を得ながら、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことができること。
国際協調	男女共同参画の推進が国際社会における取組と関係していることをかんがみ、国際的な協調のもとに取組を推進すること。
個人の尊厳を害する暴力の根絶	性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。
生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	妊娠、出産などについて、男女が互いの性を理解し合い、自らの意思が尊重され、生涯にわたって健康で暮らすことができること。

## (2) 基本目標

本計画では、男女共同参画社会の実現を目指し、次の基本目標に基づいて施策を展開します。

### **基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり**

家庭や学校教育の場、働く場や地域社会等あらゆる分野において、市民一人ひとりが男女共同参画の意識を持って行動することができるよう、意識啓発や広報活動、男女共同参画の視点に立った教育の推進を行います。

### **基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり**

#### **【北本市女性活躍推進計画】**

経済分野や意思決定の場における女性の活躍推進に向けて、多様な働き方への支援やあらゆる意思決定の場における女性の登用を促進します。

また、働きやすい職場環境の整備に向けた企業への働きかけを行うなど、男性も働きやすく、家庭生活等へ積極的に参画できる基盤整備を行います。

### **基本目標 3 心豊かな生活の基盤づくり**

男女がともにあらゆる分野に参画し、生涯にわたって心豊かな生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた子育て・介護サービスの充実や、男女がともに子育て・介護を担うための講座の充実等に努めます。

また、妊娠や出産の自己決定権等に関する生命と性の尊重の意識づくりの普及を行うとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等、支援を必要とする人が、それぞれの能力を発揮し、安心して暮らすことができる環境の整備を行います。

### **基本目標 4 あらゆる暴力の根絶**

#### **【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】**

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向けて、身体的暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力等、性別や年代を問わず、あらゆる暴力を暴力として認識するための知識の普及に努めます。

また、実際に被害を受けた人が安心して相談でき、適切な支援につなげることができるよう、相談体制の充実や緊急避難体制の確保、自立のための支援体制の強化に取り組みます。

## **基本目標 5 男女共同参画の推進体制の強化**

本計画の推進に向けて、各主体が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、様々な立場から取組を展開することができるよう、市、市民、事業者及び民間団体等との連携強化に向けた情報共有や人材の育成に取り組みます。

また、庁内推進体制の強化に向けて、すべての職員が男女共同参画の重要性を認識することができるよう、研修の実施に加え、女性の管理職登用や男性の育児休業取得を促進するなど、庁内における男女共同参画の推進に取り組みます。

## 2. 施策体系

基本目標	基本的な課題
<b>基本目標 1</b> 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・気運づくり
<b>基本目標 2</b> 男女がともに活躍できる環境づくり 【北本市女性活躍推進計画】	2-1 働く場における男女共同参画の推進  2-2 あらゆる分野の意思決定における男女共同参画の推進
<b>基本目標 3</b> 心豊かな生活の基盤づくり	3-1 ワーク・ライフ・バランスの推進  3-2 安心して暮らせる環境整備
<b>基本目標 4</b> あらゆる暴力の根絶 【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】	4-1 暴力の根絶のための意識啓発  4-2 相談体制の充実  4-3 暴力被害者の保護・支援
<b>基本目標 5</b> 男女共同参画の推進体制の強化	5-1 計画の総合的な推進体制の充実



## 施策の方向性

1-1-①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進

1-1-②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

2-1-①経済分野における女性の活動支援

2-1-②男女がともに働きやすい職場環境の整備

2-2-①政策・意思決定の場における女性の参画促進

2-2-②防災・防犯分野における男女共同参画の推進

3-1-①男女がともに取り組む子育て・介護への支援

3-1-②仕事と家庭生活の両立支援

3-2-①誰もが地域で生き生きと暮らすための支援

3-2-②生命と性の尊重の意識づくり

4-1-①意識啓発・広報の充実

4-1-②地域における暴力防止対策の推進

4-2-①相談体制の充実

4-3-①被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

4-3-②被害者の自立支援

5-1-①庁内における男女共同参画の推進

5-1-②庁内推進体制の充実

5-1-③計画の進行管理

5-1-④調査研究・情報の収集と提供

5-1-⑤国・県・市民・団体・事業者等との協働

### 3. 数値目標

基本目標	指標・数値目標	
基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合を増やす	
	現状 18～59 歳 : 53.8%	目標 65%
	現状 60 歳以上 : 47.5%	目標 60%
	社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合を増やす	
	現状 18～59 歳 : 11.4%	目標 30%
基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり【北本市女性活躍推進計画】	育児休業について「取りたいが取ることはできない」男性の割合を減らす	
	現状 16.8%	目標 5%
	審議会等の委員における女性の割合を増やす	
	現状 31.6%	目標 40%
	基本目標 3 心豊かな生活の基盤づくり	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度を増やす
現状 18～59 歳 : 37.7%		目標 60%
現状 60 歳以上 : 17.5%		目標 40%
1 年間に地域活動に参加した、または参加している人の割合を増やす		
現状 18～59 歳 : 43.2%		目標 60%
現状 60 歳以上 : 55.5%		目標 70%
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度を増やす		
現状 18～59 歳 : 5.7%		目標 20%
現状 60 歳以上 : 2.4%		目標 15%
性と生殖に関して生涯を通じた健康が保障されていると回答した女性の割合を増やす		
現状 21.2%		目標 40%
基本目標 4 あらゆる暴力の根絶【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】	配偶者等からの暴力について「暴力にあたると思わない」割合を減らす	
	[何を言っても、長期間無視し続ける]	
	現状 9.7%	目標 5%
	[交友関係や電話、メール、郵便物等を細かく監視する]	
	現状 10.7%	目標 5%
	[収入や貯金を勝手に使う]	
	現状 10.0%	目標 5%
	配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度を増やす	
現状 18～59 歳 : 32.2%	目標 70%	
現状 60 歳以上 : 36.5%	目標 70%	
基本目標 5 男女共同参画の推進体制の強化	配偶者等からの暴力被害を相談した人の割合を増やす	
	現状 15.2%	目標 30%
	「北本市男女共同参画推進条例」の認知度を増やす	
	現状 18～59 歳 : 3.3%	目標 20%
	現状 60 歳以上 : 3.7%	目標 20%

## IV 施策の展開





# IV 施策の展開

## 基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

### 1-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・気運づくり

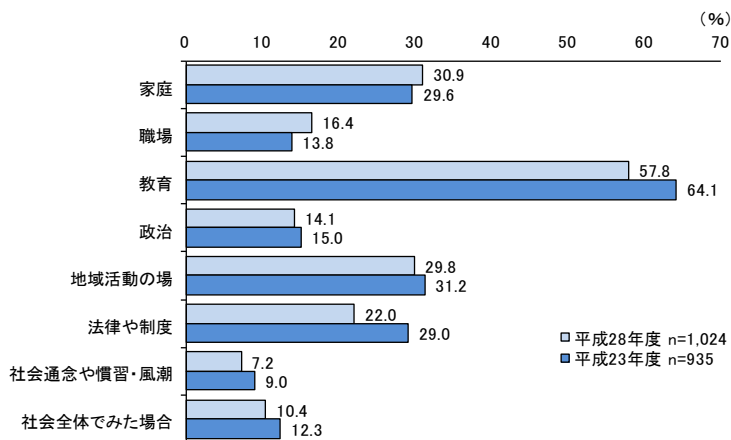
#### ◆現状と課題

男女共同参画社会の実現にあたっては、市民一人ひとりが、あらゆる場面においてその意義を認識し、行動することが重要です。

社会における各分野の男女平等観については、教育の分野で高くなっている一方、家庭では約3割、その他の分野では3割未満となっており、特に社会通念や慣習・風潮において低くなっています。あらゆる場面で男女が平等となるよう、一人ひとりの意識改革に向けて、様々な機会を活用した意識啓発に継続して取り組むことが重要となっています。

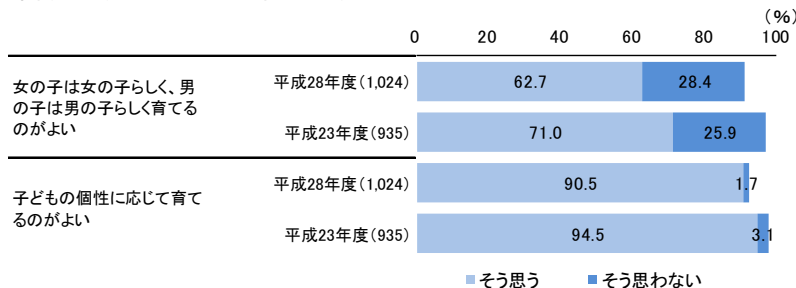
また子育てについて、子どもの個性に応じて育てるのがよいという考え方に賛同する割合は約9割で、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよいという考え方に賛同する割合は過去5年間で減少しているものの、約6割となっています。学校や家庭において、性別にとらわれることなく子どもの個性を生かした教育を行うことが重要です。

#### ■平等になっている（経年比較）



資料：市民アンケート調査

#### ■子育てに関する考えについて（経年比較）



資料：市民アンケート調査

◆施策の方向性

1-1-①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進

1-1-②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

◆取組内容

1-1-①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進

性別による固定的な役割分担意識の解消のために、様々な媒体を活用して、市民に向けて広く意識啓発を行います。

❖男女共同参画に関する講座や啓発活動の推進

担当部署	企画課
取組内容	<p>講座や男女共同参画情報紙の発行を通じて、男女共同参画についての学習機会を提供します。また、本市における男女共同参画推進拠点として、男女共同参画コーナーの周知、利用促進に向けた取組を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共生塾の開催</li> <li>○男性に向けての男女共同参画の啓発</li> <li>○男女共同参画に関する法令、条例の周知</li> <li>○男女共同参画コーナーの充実・利用促進</li> <li>○男女共同参画パネル展の開催</li> </ul>

❖広報紙・ホームページ等による男女共同参画に関する広報活動の推進

担当部署	企画課、生涯学習課
取組内容	<p>市の各種情報媒体を通じて、男女共同参画の重要性を周知します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市の刊行物等における男女共同参画の視点の徹底</li> <li>○「シンフォニー」の発行</li> <li>○広報紙やホームページを利用した意識啓発</li> <li>○広報紙やホームページを通じた家庭教育情報の提供</li> </ul>

❖団体や個人に向けた男女共同参画意識の高揚

担当部署	企画課
取組内容	<p>男女共同参画の推進に取り組む意識を高めるため、表彰制度の整備を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○表彰制度の整備</li> </ul>

### 1-1-②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

学校教育の場において、発達段階を踏まえ、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を大切に、他人を尊重することができるよう、男女共同参画に関する教育を行うとともに、教職員や保護者等、児童・生徒の価値観の醸成に影響を与えやすい周囲の大人への啓発に取り組みます。

#### ❖男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

担当部署	学校教育課
取組内容	男女が互いを尊重し合うことができる、差別のない社会の構築に向けて、男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけることができる学校教育に取り組みます。 ----- 【具体的な事業】 ○男女平等の視点を取り入れた学校の教育活動の推進 ○男女平等教育の推進

#### ❖保護者や教職員への啓発活動

担当部署	学校教育課
取組内容	児童・生徒にとって身近な存在である保護者や教職員の意識啓発に向けて、学校での男女共同参画推進教育を通して、保護者への啓発を図るとともに、教職員の意識啓発と資質の向上を図ります。 ----- 【具体的な事業】 ○教職員研修の充実 ○保護者への啓発の充実

#### ❖社会的・文化的な固定観念にとらわれないキャリア教育の推進

担当部署	学校教育課
取組内容	個性に応じた進路指導を充実することによって、児童・生徒が性別による社会的・文化的な固定観念にとらわれない生き方を考える機会を提供します。 ----- 【具体的な事業】 ○進路指導の充実

❖国際的な視点を持った男女共同参画の推進

担当部署	学校教育課
取組内容	市民一人ひとりが国際的な視野で男女共同参画社会を認識し、多様な文化や価値観に触れ、一人ひとりの個性や違いを認め合う意識を醸成することができるよう、国際理解教育や国際交流の促進に取り組みます。 ----- 【具体的な事業】 ○国際理解教育の推進

◆市民に期待する取組

- ✓男女共同参画に関する研修や講座に参加するなど、理解を深めるための学習に取り組みましょう
- ✓家庭や地域における固定的な性別役割分担意識を見直しましょう



## 基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり

北本市女性活躍推進計画

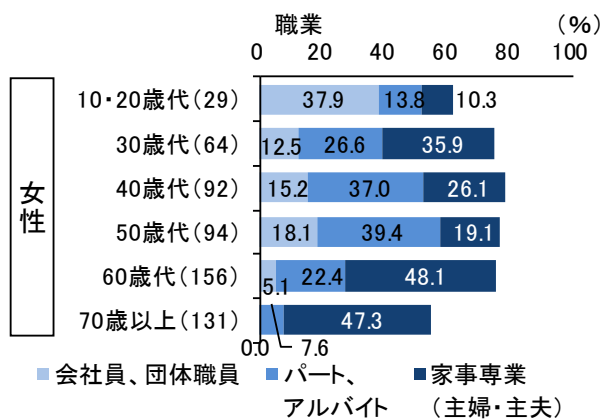
### 2-1 働く場における男女共同参画の推進

#### ◆現状と課題

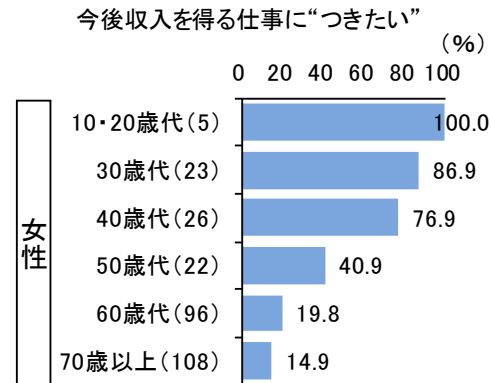
働く場における女性の活躍を推進することは、我が国の経済社会の持続的成長や、企業の競争力強化など、豊かで活力ある社会の実現につながります。

市民アンケート調査では、女性の30歳代から40歳代で「会社員、団体職員」の割合が少なくなり、「パート、アルバイト」や「家事専業（主婦・主夫）」の割合が高くなっています。また女性の30歳代から40歳代では現在収入を得る仕事をしていない理由として「希望の仕事が見つからない」という理由が次点で多くなっており、今後収入を得る仕事に“つきたい”という割合が7割を上回る数字となっています。

■職業（女性／年齢別）



■今後収入を得る仕事につきたいか（女性／年齢別）



資料：市民アンケート調査

■現在収入を得る仕事をしていない理由（女性／年齢別）

	第1位	第2位	第3位
女性30歳代 (n=23)	育児の負担が大きい ため(56.5%)	希望の仕事が見つからない ため(39.1%)	家事の負担が大きい ため(21.7%)
女性40歳代 (n=26)	育児の負担が大きい ため(34.6%)	希望の仕事が見つからない ため(26.9%)	その他(23.1%)
女性50歳代 (n=22)	親や病気の家族の介護・世 話をするため(36.4%)	経済的に働く必要がない ため・その他(22.7%)	希望の仕事が見つからない ため・高齢であるため(18.2%)

資料：市民アンケート調査

■女性が働き続けるうえで障害になっていること（共働きの状況別）

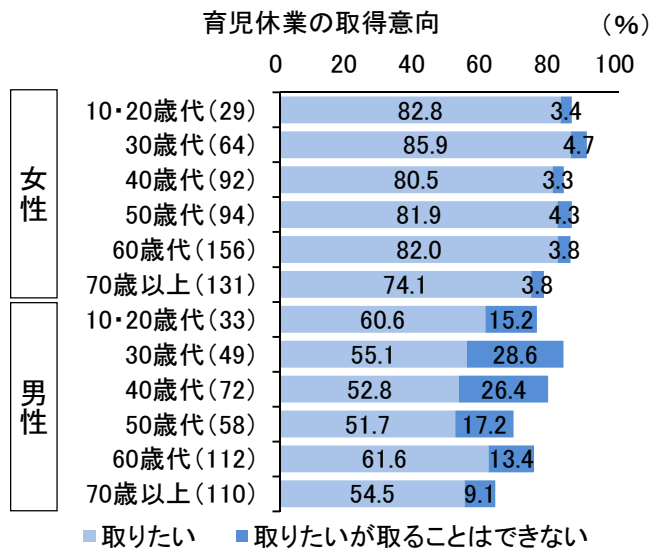
	第1位	第2位	第3位
共働き (n=281)	保育施設や保育時間などの制 度が整っていないこと(46.3%)	再就職時の求人の年齢制限 (26.0%)	家族の理解や協力が得られ ないこと(24.6%)
片方のみ働 いている (n=215)	保育施設や保育時間などの制 度が整っていないこと(42.8%)	高齢者の介護や病人の看護を しなければならないこと(30.2%)	再就職時の求人の年齢制限 (28.4%)
二人とも無職 (n=190)	高齢者の介護や病人の看護を しなければならないこと(42.1%)	保育施設や保育時間などの制 度が整っていないこと(36.8%)	再就職時の求人の年齢制限 (25.8%)

資料：市民アンケート調査

育児休業の取得意向は、男女ともにいずれの年代でも「取りたい」が半数を超えているものの、男性の30歳代、40歳代では「取りたいが取ることはできない」が約3割となっています。

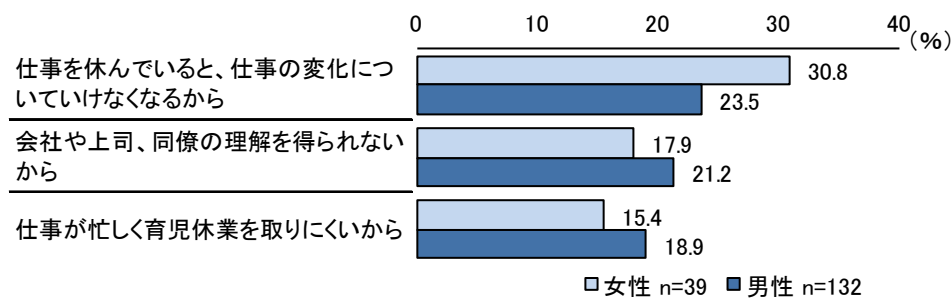
育児休業を取得しない理由として、男女ともに仕事の変化についていけない、仕事が忙しいという理由や、上司、同僚の理解を得られないという理由が多くなっています。男性中心型の労働慣行を見直し、男性が積極的に家庭に参画することができる、働きやすい職場環境の整備が重要です。

■育児休業の取得意向（性年齢別）



資料：市民アンケート調査

■育児休業を取得しない理由上位3項目（性別）



資料：市民アンケート調査

◆施策の方向性

2-1-①経済分野における女性の活動支援

2-1-②男女がともに働きやすい職場環境の整備

## ◆取組内容

### 2-1-①経済分野における女性の活動支援

自らの意思によって働きまたは働こうとする女性が、その希望に応じた働き方を叶えることができるよう、起業や再就職等、多様な働き方に向けた支援、キャリア形成に向けた支援を行います。

#### ❖経済分野における女性の活動支援

担当部署	企画課、産業振興課
取組内容	情報紙やホームページ等を通じて、起業や経営をはじめとする経済分野における女性の参画の重要性を啓発するとともに、多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりへの支援を行います。 ----- 【具体的な事業】 ○経済分野における女性の活動支援に向けた意識啓発 ○農業に従事する女性への支援 ○商工自営業等に従事する女性への支援

#### ❖多様な働き方の実現に向けた支援

担当部署	企画課、産業振興課
取組内容	女性の再就職や起業のための情報提供や多様な働き方についての啓発を行います。また、地域で就職したい人が希望と能力に応じた働き方を実現できるよう、きめ細やかな相談や求人情報の提供を行います。 ----- 【具体的な事業】 ○女性の起業・再就職支援 ○無料職業紹介所の充実 ○内職相談の充実

## 2-1-②男女がともに働きやすい職場環境の整備

女性が子育てや介護をしながらも、自らの希望に応じた多様な働き方を実現することができるようにするためには、パートナーとなる男性の家庭への参画も重要となります。

そのため、男女がともに働きやすい職場環境の実現に向けて、労働時間の短縮や柔軟な勤務制度導入の必要性について、企業へ啓発を行います。

### ❖各種法制度の周知

担当部署	産業振興課
取組内容	<p>男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法等の法制度について、正しい理解と認識を得るためのセミナーの実施等を通じて、男性も女性もともに働きやすい環境の整備に取り組みます。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種法律・制度等の周知</li> <li>○パートタイム労働法の啓発</li> <li>○北本地区埼玉県労働セミナーの充実</li> <li>○男性の育児休業・介護休業の取得促進</li> </ul>

### ❖経営者や管理職者への理解促進

担当部署	産業振興課
取組内容	<p>労働講座や啓発資料の配布等を通じて、事業主に対して仕事と家庭の両立支援制度の周知を行います。</p> <p>また、経営者、管理職を対象として育児・介護休業等、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた研修会を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○両立支援制度の周知</li> <li>○経営者、管理職を対象とした研修会の実施【新規】</li> </ul>

◆各種ハラスメントの防止

担当部署	総務課、産業振興課
取組内容	セクシュアル・ハラスメント※12、パワー・ハラスメント※13、マタニティ・ハラスメント※14、パタニティ・ハラスメント※15等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備への支援を行います。
	【具体的な事業】 ○各種ハラスメント防止に向けた啓発

◆市民に期待する取組

- ✓ 働きやすい職場環境を実現するために、自分や同僚の働き方を見直しましょう
- ✓ 自分にとってどのような働き方が適しているのか、望む姿をイメージしてみましょう
- ✓ 女性の意欲に応じてチャレンジできる環境をつくりましょう

※12 セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。

※13 パワー・ハラスメント：職場など組織内で、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為をいう。

※14 マタニティ・ハラスメント：「マタハラ」と呼ばれ、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、不当な扱いを受けたりすることを意味する。

※15 パタニティ・ハラスメント：「パタハラ」と呼ばれ、配偶者等の妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、不当な扱いを受けたりすることを意味する。

## 2-2 あらゆる分野の意思決定における男女共同参画の推進

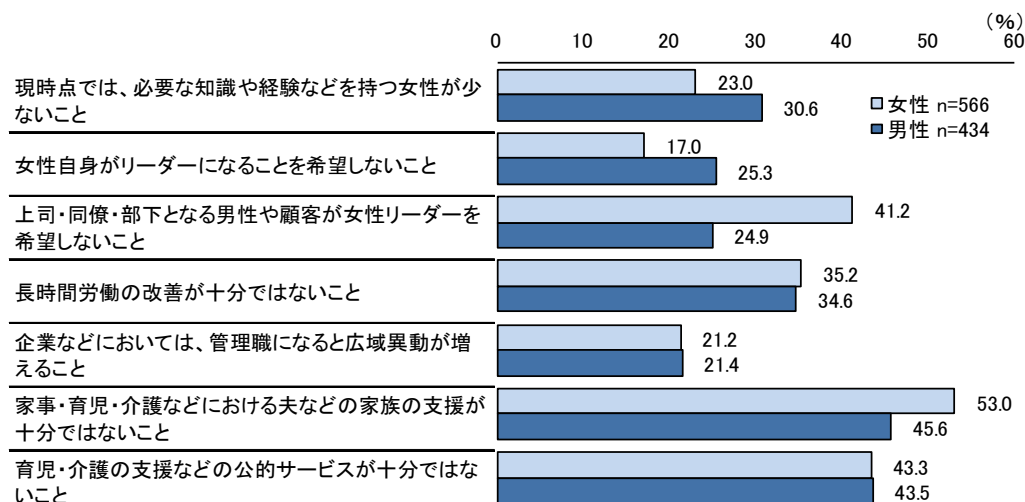
### ◆現状と課題

本市ではこれまで、審議会等の委員における女性の割合を40%とすることと目標としていますが、平成29年度は31.6%と、目標達成には至っていません。

市民アンケート調査では政治・経済・地域などの各分野で、女性のリーダーを増やすときに障害となるものとして、男女ともに「家事・育児・介護などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」が最も多く、また女性では「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」が多くなっています。政治や経済、地域等あらゆる分野における意思決定の機会に女性の視点が入り入れられるよう、その重要性の普及啓発に引き続き取り組むことが重要です。

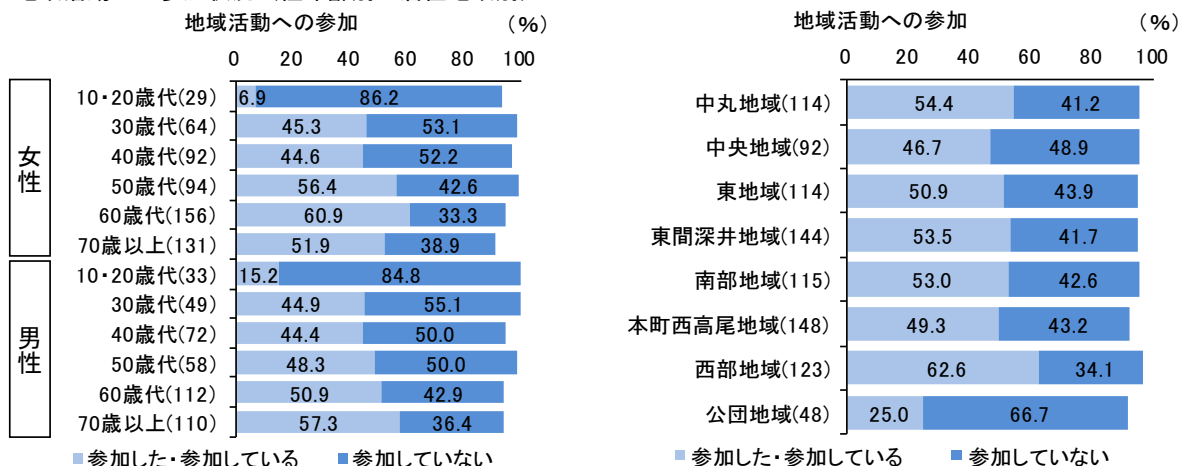
また、地域活動への参加状況をみると、女性では40歳代以下、男性では50歳代以下で「参加していない」が多くなっています。居住地域ごとに参加状況に若干の差が出ており、地域の実態に即してあらゆる世代が男女共同参画の視点から地域活動に関わることができるような取組が重要となっています。

#### ■政治・経済・地域などの各分野で、女性のリーダーを増やすときに障害となるもの（性別）



資料：市民アンケート調査

#### ■地域活動への参加状況（性年齢別・居住地域別）

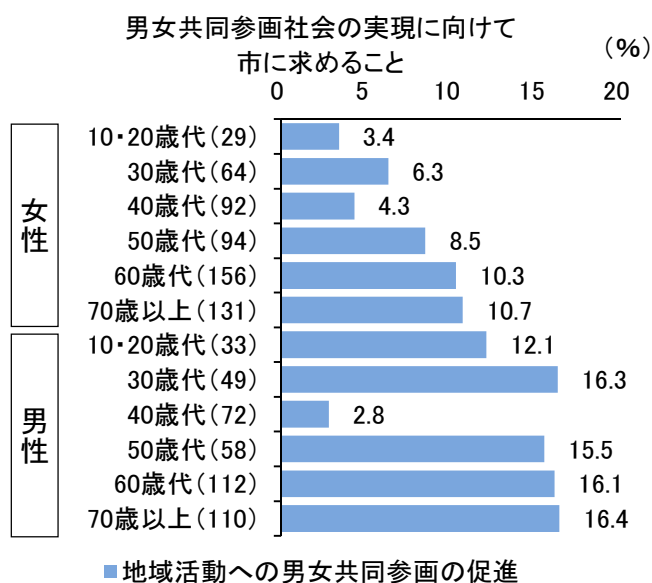


資料：市民アンケート調査

男女共同参画社会の実現に向けて市に求めることとして、「地域活動への男女共同参画の促進」に対する回答は年代が低くなるにつれ割合が低くなる傾向があります。また男性に比べ女性で低くなっている傾向があります。

また、平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震では、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分である事例が報告されました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、避難所における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に立った安全・安心の確保が重要であることを、様々な世代に向けて普及していくことが必要です。

■男女共同参画社会の実現に向けて市に求めること「地域活動」の回答（性年齢別）



資料：市民アンケート調査

◆施策の方向性

- 2-2-①政策・意思決定の場における女性の参画促進
- 2-2-②防災・防犯分野における男女共同参画の推進

## ◆取組内容

### 2-2-①政策・意思決定の場における女性の参画促進

地域における政策、方針決定過程において女性の視点を反映することができるよう、審議会・委員会等において男女比に偏りが生じないように積極的な女性の登用を行います。

#### ❖審議会・委員会等委員への女性の登用推進

担当部署	企画課、関係各課
取組内容	多様な人材を活用し、市政やまちづくりに様々な意見を取り入れることができるよう、各種審議会・委員会等委員への女性参画を促進し、その割合を高めるように努めます。 ----- 【具体的な事業】 ○審議会・委員会等委員への女性の登用推進 ○男女の偏りのない審議会運営の推進

#### ❖自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進

担当部署	くらし安全課
取組内容	地域の活動においては、女性の参加が見られるものの、自治会長においては女性の割合が少ないことから、女性が積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。 ----- 【具体的な事業】 ○自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進



## 2-2-②防災・防犯分野における男女共同参画の推進

市民一人ひとりが、地域の安全を市民全体で守るという共通認識を持ち、誰もが安全・安心な生活を送ることができるよう、地域ぐるみで取り組む防災・防犯活動への支援を行います。また、男性と女性それぞれに配慮した、男女共同参画の視点に立った防災・防犯活動の推進に取り組みます。

### ❖日常的な地域防災活動への支援

担当部署	くらし安全課
取組内容	<p>防災知識の普及啓発や、地域住民による防災組織の結成に向けた支援を通じて、災害時の被害防止、二次災害の防止や軽減に取り組みます。</p> <p>【具体的な事業】</p> <p>○自主防災組織における男女共同参画の推進</p>

### ❖男女共同参画の視点に立った防災体制の整備

担当部署	くらし安全課
取組内容	<p>自主防災組織等に対し、防災対策における男女のニーズの違いや女性・乳幼児・高齢者等への配慮の必要性等、男女共同参画の視点の必要性について啓発を行います。</p> <p>また災害対策及び復興対応において、女性のニーズを反映した対策を進めるための検討を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <p>○女性に配慮した災害対応、復興対応の検討</p> <p>○男女共同参画の視点に立った避難所運営の検討【新規】</p>

### ❖男女共同参画の視点に立った防犯体制の整備

担当部署	くらし安全課
取組内容	<p>警察や防犯協会と連携した防犯指導や啓発活動を通じて、市民の防犯意識の高揚を図ります。また、地域防犯推進委員、自主防犯組織等の地域防犯組織の活動支援等を通じて、犯罪の起こりにくい環境整備に取り組みます。</p> <p>【具体的な事業】</p> <p>○防犯体制における男女共同参画の推進</p> <p>○防犯意識の高揚</p>

### ◆市民に期待する取組

- ✓ 市政や地域の活動に関心を持ち、積極的に参画しましょう
- ✓ 防災・防犯について男女双方の視点から取り組みましょう
- ✓ 性別や年齢にかかわらず、主体的に地域活動に取り組みましょう

## 基本目標3 心豊かな生活の基盤づくり

### 3-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

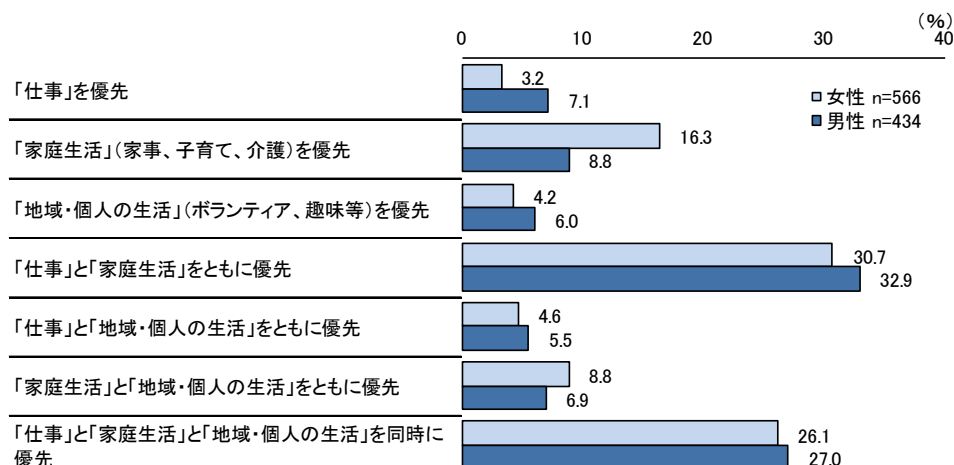
#### ◆現状と課題

男女がともにワーク・ライフ・バランスの実現を図ることは、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、働く場における女性の活躍を推進するだけでなく、仕事優先の組織風土や長時間労働を前提とした働き方を見直すことが重要であり、男性自身が子育て・介護等の家庭生活における多様な経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成など、心豊かな暮らしの実現にもつながります。

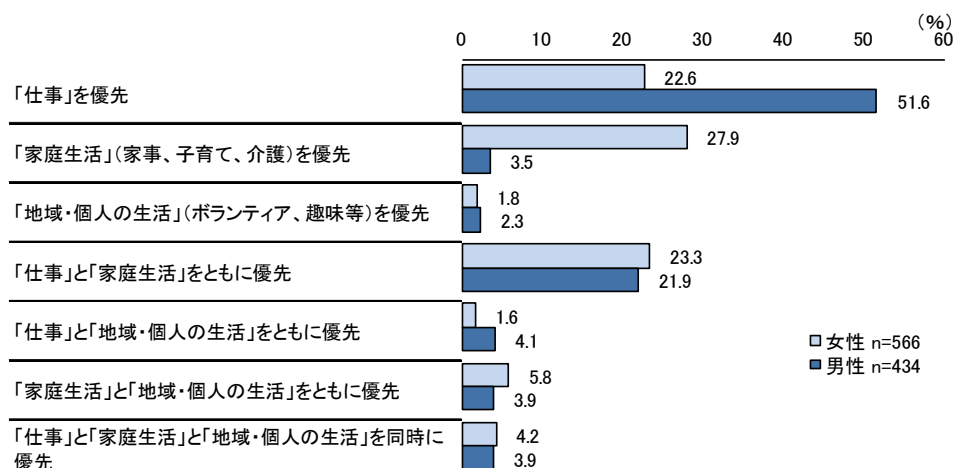
一方で、市民アンケート調査では、仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について、希望は、男女ともに仕事と家庭生活をともに優先、もしくは仕事と家庭生活と地域・個人の生活を同時に優先が多くなっていますが、現実には女性は仕事または家庭優先、男性は仕事優先という状況となっています。市民一人ひとりがそれぞれの希望に応じたワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が重要となっています。

#### ■仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について【希望】（性別）



資料：市民アンケート調査

#### ■仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について【現実】（性別）



資料：市民アンケート調査

ワーク・ライフ・バランスの実現のための条件として、女性からは女性が働くことや男性の家事参画への周囲の理解や協力が、男性からは労働時間の短縮や柔軟な働き方の推進等、働き方の見直しが挙げられています。男性の働き方を見直すとともに、男女がともに子育てや介護を担うことへの理解を浸透していくことが重要です。

■ワーク・ライフ・バランスの実現のための条件上位3項目（性別）

	第1位	第2位	第3位
女性(n=566)	女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること(34.5%)	在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入すること(25.6%)	男性が家事や育児を行うことに対し、職場や周囲の理解と協力があること(24.7%)
男性(n=434)	年間労働時間を短縮すること(43.5%)	在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入すること(28.8%)	代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること(27.6%)

資料：市民アンケート調査

現在収入を得る仕事をしていない理由として、女性の30歳代から40歳代では育児の負担が、50歳代では親や家族の介護・世話が挙げられており、女性が働き続ける上で障害になっていることとしても、保育施設や保育時間の制度が整っていない、高齢者の介護等をしなければならないという理由が多くなっています。女性が様々なライフステージを経ても、希望する働き方を実現することができるよう、保育・介護サービスの充実や情報提供体制を強化することが重要です。

■現在収入を得る仕事をしていない理由（性年齢別）

	第1位	第2位	第3位
女性30歳代(n=23)	育児の負担が大きい(56.5%)	希望の仕事が見つからない(39.1%)	家事の負担が大きい(21.7%)
女性40歳代(n=26)	育児の負担が大きい(34.6%)	希望の仕事が見つからない(26.9%)	その他(23.1%)
女性50歳代(n=22)	親や病気の家族の介護・世話を(36.4%)	経済的に働く必要がない(22.7%) その他(22.7%)	希望の仕事が見つからない(18.2%) ・高齢であるため(18.2%)

資料：市民アンケート調査

■女性が働き続けるうえで障害になっていること（共働きの状況別）

	第1位	第2位	第3位
共働き(n=281)	保育施設や保育時間などの制度が整っていない(46.3%)	再就職時の求人の年齢制限(26.0%)	家族の理解や協力が得られない(24.6%)
片方のみ働いている(n=215)	保育施設や保育時間などの制度が整っていない(42.8%)	高齢者の介護や病人の看護をしなければならない(30.2%)	再就職時の求人の年齢制限(28.4%)
二人とも無職(n=190)	高齢者の介護や病人の看護をしなければならない(42.1%)	保育施設や保育時間などの制度が整っていない(36.8%)	再就職時の求人の年齢制限(25.8%)

資料：市民アンケート調査

◆施策の方向性

3-1-①男女がともに取り組む子育て・介護への支援

3-1-②仕事と家庭生活の両立支援

## ◆取組内容

### 3-1-①男女がともに取り組む子育て・介護への支援

男女が共に責任を分かち合い、家事・育児・介護等に参画することで、多様なライフスタイルを実現することができるよう、家庭生活を男女が共に担うことを双方に意識づける啓発やきっかけづくりに取り組みます。

#### ❖男女がともに取り組む子育てへの支援

担当部署	こども課、健康づくり課、学校教育課、生涯学習課
取組内容	<p>父親の育児への積極的な参画に向けて子育てガイドの配布や学校行事への積極的な参加の働きかけを行います。</p> <p>また、育児を家族で協力して行うことができるよう、意識啓発に取り組みます。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所親支援事業の充実</li> <li>○子育てパンフレットの発行</li> <li>○マタニティセミナー、パパのためのお風呂の入れ方講習会</li> <li>○父親向けの子育て参加パンフレットの配布</li> <li>○男性の学校行事等への参画促進</li> <li>○PTA家庭教育学級の充実</li> <li>○幼稚園家庭教育学級の充実</li> </ul>

#### ❖男女がともに取り組む介護への支援

担当部署	高齢介護課
取組内容	<p>要介護者等の家族に向けて、介護に関する知識や介護方法の普及啓発を行うことで、男女が共に担う介護への転換を図ります。</p> <p>また要介護状態にある方を介護している家族等に対して、交流会や教室等を開催することで、精神的負担の軽減を図ることができるよう、支援を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症介護教室の開催</li> <li>○介護への男性の参画促進のための啓発</li> <li>○介護者の集いの開催</li> </ul>

### 3-1-②仕事と家庭生活の両立支援

働きながら子育てや介護に取り組む男女が、その希望に応じて必要な支援を受けることができ、子育て・介護を地域全体で支えることができるよう、多様なニーズに応じた子育て・介護サービスの充実に取り組みます。

#### ❖地域で支える子育て環境の充実

担当部署	こども課
取組内容	働きながら子育てをすることを希望する保護者に向けて、地域での子育て支援を充実します。 ----- 【具体的な事業】 ○保育所の整備 ○延長保育、乳児保育、一時保育事業 ○病児、病後児保育事業 ○駅前保育ステーションの充実 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○学童保育事業

#### ❖地域で支える介護サービスの充実

担当部署	高齢介護課
取組内容	仕事と介護の両立や、その負担の軽減に向けて、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき高齢者の生活や介護者を支援するためのサービスを充実します。 ----- 【具体的な事業】 ○地域包括支援センターの利用促進 ○介護保険制度についての出前講座の開催

#### ◆市民に期待する取組

- ✓ 自ら子育てや介護支援の情報を入手するように努めましょう
- ✓ 男女がともに子育てや介護に関わることができるよう、家庭内で話し合いましょう
- ✓ 地域全体で子育てや介護を担うという意識を持ちましょう
- ✓ 家族で抱え込まず、困ったときは相談し、公的なサービスを利用しましょう

### 3-2 安心して暮らせる環境整備

#### ◆現状と課題

本市では高齢化率が年々増加しており、全国及び埼玉県の数値を上回っているほか、ひとり親家庭についても、近年は横ばいとなっているものの、平成 27 年時点で約 400 世帯となっています。

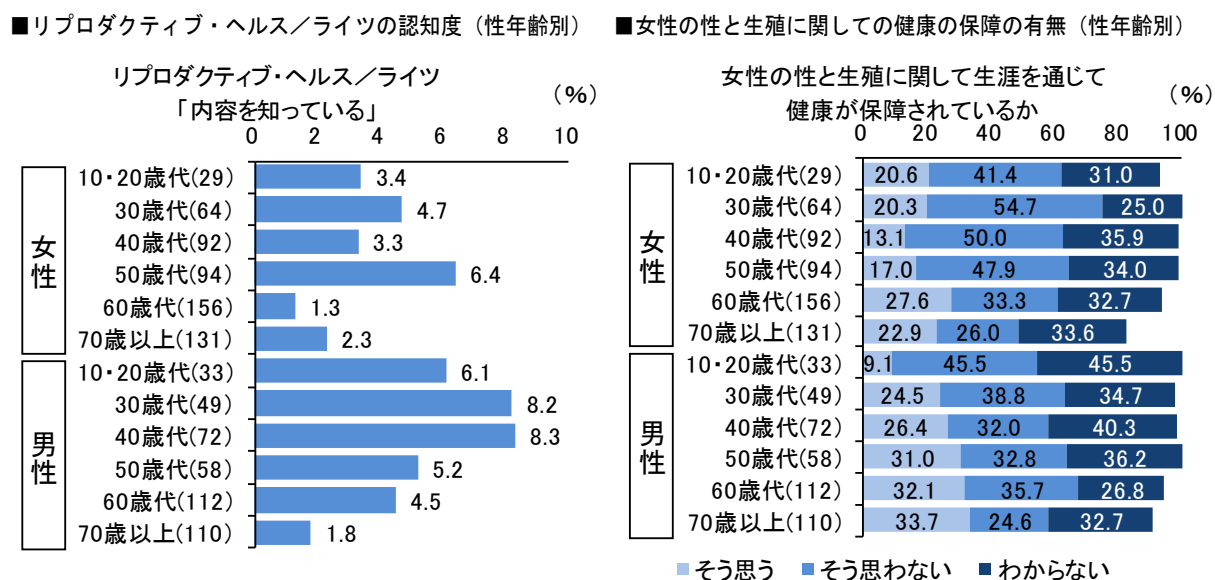
特に女性については、出産・育児等によって就業を中断したり、非正規雇用者となるなど、生活上の困難に陥りやすいことが指摘されています。さらに近年広まっている、「ワンオペ育児<sup>※16</sup>」と呼ばれる言葉が示す通り、ひとり親家庭の保護者や、共働き世帯で一方が単身赴任となるなど、仕事と家事、育児を自分一人で抱え込まなければならない状況に陥っていることが社会問題となっています。

このような、支援を必要とする人が、地域のなかで孤立することなく、生活の場や安定した収入を確保することができるよう支援することが重要です。

また、女性は妊娠や出産等、生涯を通じて男性と異なる身体上の問題に直面することがあるため、男女が互いの身体的性差を十分に理解しあうことが、生涯を通じて健康な生活を実現するために重要となります。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）については、「内容を知っている」割合がいずれの性年代でも1割に満たない数字となっています。また、女性の性と生殖に関する健康が保障されていると思う割合は、男性の50歳以上を除くすべての性年代で3割を下回っています。

男女が共に自らの身体と健康に関する正しい知識を持ち、性と生殖に関する自己決定権を持つことが保障されるような社会づくりに向けて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を普及することが重要です。



資料：市民アンケート調査

※16 ワンオペ育児：飲食店などで問題になった「ワンオペレーション（一人作業）」からの造語。仕事と家事、子育てを全て一人でやることを示す言葉として広がっている。



◆施策の方向性

3-2-①誰もが地域で生き生きと暮らすための支援

3-2-②生命と性の尊重の意識づくり

◆取組内容

3-2-①誰もが地域で生き生きと暮らすための支援

ひとり親家庭や高齢者、障がい者等、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けやすい状況にある人が、生涯を通じて、身近な地域で安心して充実した生活を送ることができる環境整備に取り組みます。

❖ひとり親家庭等への支援

担当部署	こども課、学校教育課
取組内容	<p>ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けて、また、保護者が安心して子どもを育てることができ、経済的な理由で子どもの就学機会が失われることのないよう、経済的支援や日常生活の支援に向けたヘルパー派遣、母子生活支援施設への入所措置、就労支援等を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭等医療費支給事業</li> <li>○児童扶養手当支給事業</li> <li>○ひとり親家庭等日常生活支援事業</li> <li>○母子生活支援施設への入所措置</li> <li>○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業</li> <li>○小中学校における要保護・準要保護家庭に対する補助事業</li> </ul>

❖高齢者への地域生活の支援

担当部署	高齢介護課
取組内容	<p>高齢者が要介護状態になることを予防し、地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防事業や啓発活動等を行うとともに、介護保険制度の趣旨について普及啓発を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防教室等の開催</li> <li>○啓発パンフレットの作成・配布</li> <li>○介護保険制度についての出前講座の開催</li> </ul>

❖障がい者への地域生活の支援

担当部署	障がい福祉課
取組内容	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい者や介護者、家族等からの相談に応えたり、サービスの利用にあたって必要な支援を行うための相談体制の充実に取り組みます。 <hr/> <b>【具体的な事業】</b> ○障害者相談支援事業の実施

❖LGBT（性的マイノリティ）への支援

担当部署	企画課
取組内容	性的指向や性同一性障害など、性別に起因する偏見や固定観念等により困難な立場に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、LGBT（性的マイノリティ）※17に対する理解促進に取り組みます。 <hr/> <b>【具体的な事業】</b> ○LGBT（性的マイノリティ）への理解促進【新規】

※17 LGBT（性的マイノリティ）：近年、性同一性障がい者、異性装者、同性愛者や両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（インターセックス）など、多様な性の在り方について、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender：身体の性別とは異なる性別を生きる／生きたいと望む人）、の頭文字を用いて、LGBTと表現している。



### 3-2-②生命と性の尊重の意識づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、生涯を通じて健康な生活を実現することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及と、女性特有の疾病予防に取り組みます。

#### ❖リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発

担当部署	企画課、健康づくり課、学校教育課
取組内容	<p>女性が自らの性や健康についての自己決定権を持つことができるよう、普及・啓発活動を行います。</p> <p>また各学校において性に関する指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身につけ、男女が互いに尊重しあう態度を育成します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人権としてのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知</li> <li>○マタニティキーホルダーの活用</li> <li>○健康教育・性に関する指導の推進</li> </ul>

#### ❖女性特有の疾病予防

担当部署	健康づくり課
取組内容	<p>健康診査を受ける機会のない若い女性のために健康診査及び事後指導を行います。また、女性特有のがんである乳がん、子宮がんの検診を行い、疾病の早期発見・早期治療につなげます。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○30代までの健康力アップ健診（女性）</li> <li>○各種がん検診</li> <li>○啓発資料の作成、配布</li> </ul>

#### ◆市民に期待する取組

- ✓ 少しでも困ったことがあれば、関係機関に相談しましょう
- ✓ 困っている人には思いやりの心を持ち、必要に応じて関係機関につなぎましょう
- ✓ 互いの性を尊重し、性や健康に関する自己決定権を認め合いましょう

## 基本目標4 あらゆる暴力の根絶 北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画

### 4-1 暴力の根絶のための意識啓発

#### ◆現状と課題

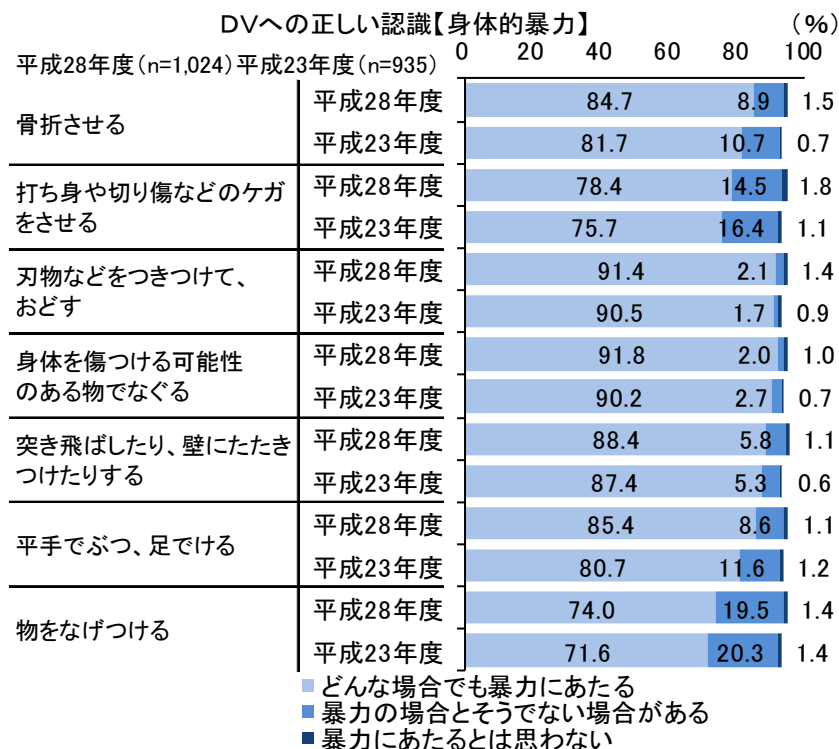
DVは、外部から発見困難な家庭や職場など身近な人の間で行われることが多く、また、被害者本人からの訴えが基本であるため、相談窓口の支援につながらず、問題が潜在化しやすい傾向があります。

DVへの正しい認識として、身体的暴力については概ねいずれの項目も「どんな場合でも暴力にあたる」という認識が高く、前回調査と比べて増加しています。一方で、精神的暴力、性的暴力は、過去5年間で「どんな場合でも暴力にあたる」という認識は高まっているものの、身体的暴力と比べて低くなっています。

また、[何を言っても、長期間無視し続ける]や[交友関係や電話、メール、郵便物等を細かく監視する]、[収入や貯金を勝手に使う]は「暴力にあたると思わない」が約1割と他に比べて高くなっています。

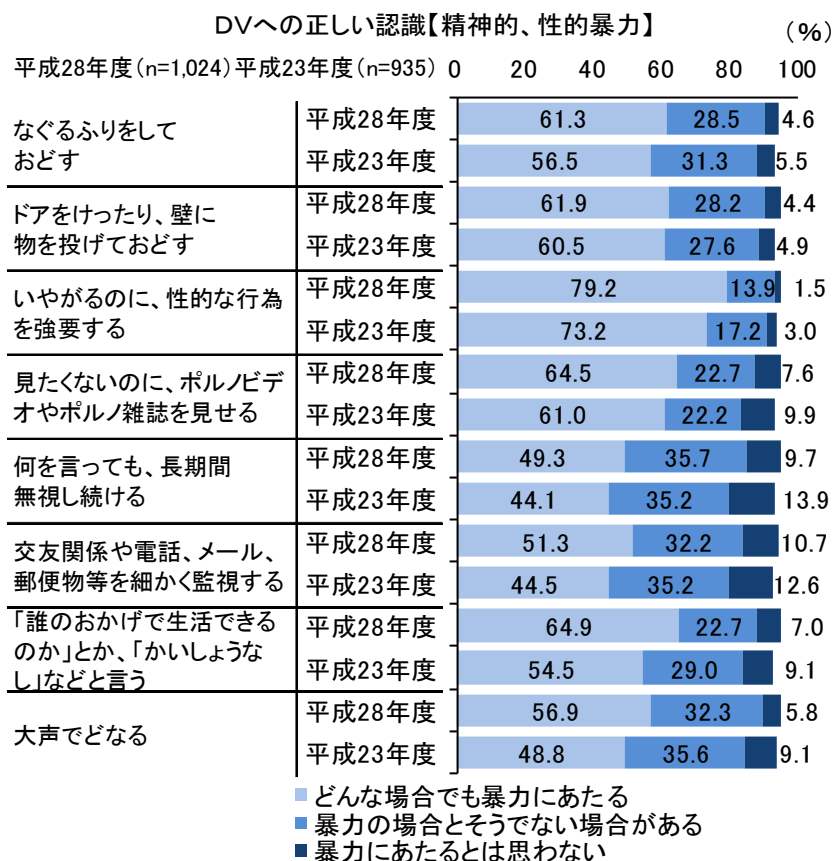
引き続き、「暴力は決して許されるものではない」という認識を高めるとともに、暴力に対する正しい知識の普及など、市全体であらゆる暴力の根絶に向けて取り組むことが重要です。

#### ■DVへの正しい認識（経年比較）



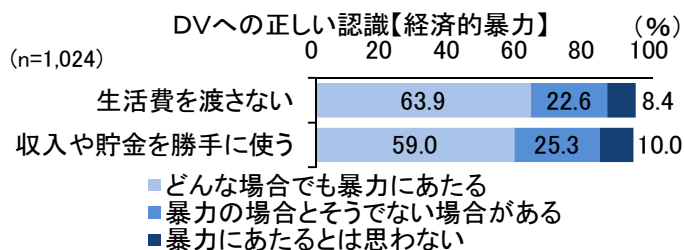
資料：市民アンケート調査

■DVへの正しい認識（経年比較）



資料：市民アンケート調査

■DVへの正しい認識



資料：市民アンケート調査

◆施策の方向性

4-1-①意識啓発・広報の充実

4-1-②地域における暴力防止対策の推進

## ◆取組内容

### 4-1-①意識啓発・広報の充実

身体的暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力といった、あらゆる男女間の暴力を「DVである」と認識し、「DVは犯罪である」という問題意識を市民一人ひとりが持つことができるよう、あらゆる機会を活用し、継続的に啓発事業を実施します。

#### ❖暴力防止に向けた意識啓発・広報の充実

担当部署	企画課
取組内容	広報紙やパネル展などで、DV防止の啓発に継続的に取り組むとともに、デートDV防止に向けて、PTAなどと連携した啓発事業を検討します。 ----- 【具体的な事業】 ○ドメスティック・バイオレンス、デートDVを防止するための啓発

#### ❖各種ハラスメントの防止【再掲】

担当部署	総務課、産業振興課
取組内容	働く場における暴力の防止として、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備への支援を行います。 ----- 【具体的な事業】 ○各種ハラスメント防止に向けた啓発

#### 4-1-②地域における暴力防止対策の推進

地域における様々な団体や事業所のなかで、一人ひとりがDVに対する問題意識を持ち、未然にDV被害を防止するとともに、継続的な見守りや、必要に応じて専門機関につなぐことができるよう、地域における暴力防止対策に取り組みます。

##### ❖地域における暴力防止対策の推進

担当部署	企画課、関係各課
取組内容	自治会、農業委員会、商工会、人権擁護委員、民生委員・児童委員、老人クラブなどの市内の団体や市内事業所などに向けて、暴力防止の啓発を行い、地域全体で暴力を許さないという意識の浸透を図ります。 ----- 【具体的な事業】 ○自治会、市民団体等への啓発

##### ◆市民に期待する取組

✓ 暴力には身体的暴力のほかに、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力があることを認識し、個人の尊厳を侵害する行為であることを認識しましょう

## 4-2 相談体制の充実

### ◆現状と課題

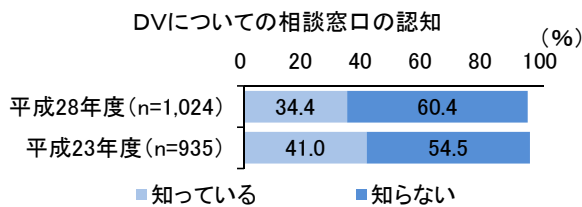
DVについての相談窓口は、前回調査と比較して認知度が下がっている状況です。またDV被害を受けた人が、誰か（またはどこか）に相談することができたかという問いに対し、女性では約6割、男性では約8割が「相談しようとは思わなかった」と回答しています。

相談しようとは思わなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が男女ともに最も多く、被害者側においても暴力を暴力として認識していないことなどが考えられます。

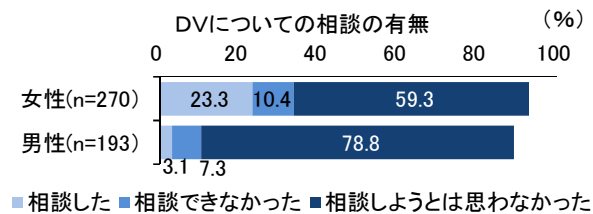
また相談した場合の相談先についても、家族や親せき、友人が大半を占めており、相談相手としての公的機関の利用状況が少なくなっています。

引き続き、相談窓口の周知に向けて取り組むとともに、性別を問わず誰もが気軽に相談することができるよう、相談しやすい体制づくりに取り組むことが重要です。

#### ■ DVについての相談窓口の認知（経年比較）



#### ■ DVについての相談の有無（性別）



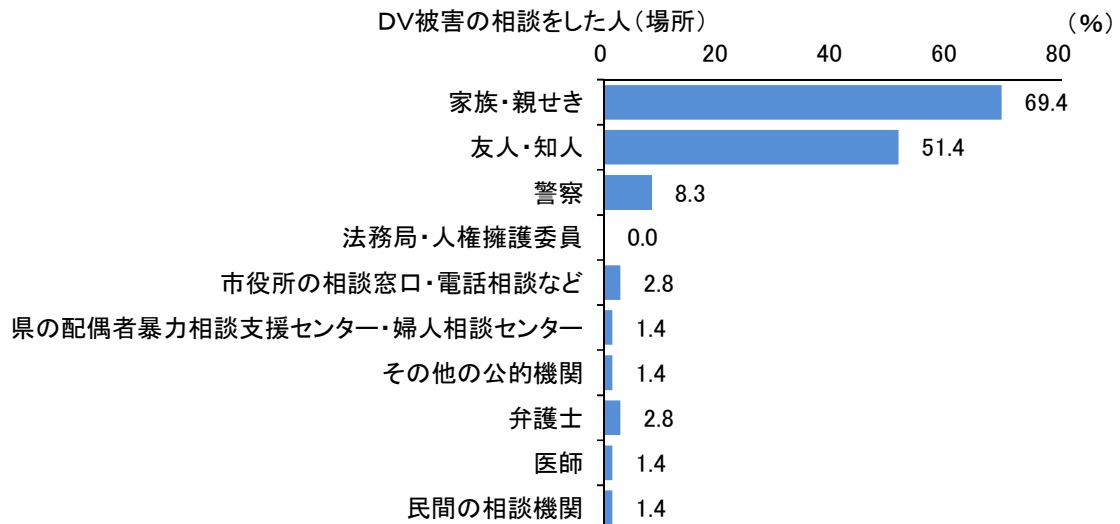
資料：市民アンケート調査

#### ■ DVの相談ができなかった理由上位3項目（性別）

	第1位	第2位	第3位
女性 (n=188)	相談するほどのことではないと思ったから (61.2%)	相談しても無駄だと思ったから (27.1%)	自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていけると思ったから (25.5%)
男性 (n=166)	相談するほどのことではないと思ったから (63.9%)	自分に悪いところがあると思ったから (31.9%)	相談しても無駄だと思ったから (22.3%)

資料：市民アンケート調査

#### ■ DV被害の相談先



資料：市民アンケート調査

◆施策の方向性

4-2-①相談体制の充実

◆取組内容

4-2-①相談体制の充実

DV被害が深刻化する前に支援につなぐことができるよう、気軽に相談できる窓口の周知に努めるとともに、相談員の技術向上や、庁内及び関係機関との連携による相談体制の強化に取り組みます。

❖総合相談窓口の充実

担当部署	企画課、こども課、学校教育課
取組内容	<p>被害者が適切な相談を受け、適切な機関につなぐことができるよう、庁内各課及び関係機関との連携を図ります。</p> <p>様々な機会を通じて、相談窓口の周知を行うことで、早期の相談を促し、暴力被害が長期化し被害者が困難な状況に陥ることを防止します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口の充実</li> <li>○相談窓口の周知</li> <li>○家庭児童相談の充実</li> <li>○教育相談の充実</li> </ul>

❖相談しやすい体制の整備

担当部署	企画課、市民課
取組内容	<p>法律相談や人権相談に女性相談員を配置し、女性が相談しやすい体制の整備に取り組むとともに、相談員や相談担当職員を研修に派遣するなど、最新の情報に基づいた適切な相談を実施できるよう、相談員の相談技術向上に努めます。</p> <p>また男性のDV被害者にとっても相談しやすくなるよう、体制の検討を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談しやすい体制の整備</li> <li>○女性相談の実施</li> <li>○相談員の相談技術向上</li> <li>○男性のDV被害者に向けた配慮の検討【新規】</li> </ul>

◆市民に期待する取組

- ✓ 暴力を受けているかもしれないと思ったら、一人で悩まず相談しましょう
- ✓ 身近な人から相談を受けたら、被害者を責めるような言い方をしないようにしましょう。また、専門の窓口相談するよう勧めましょう



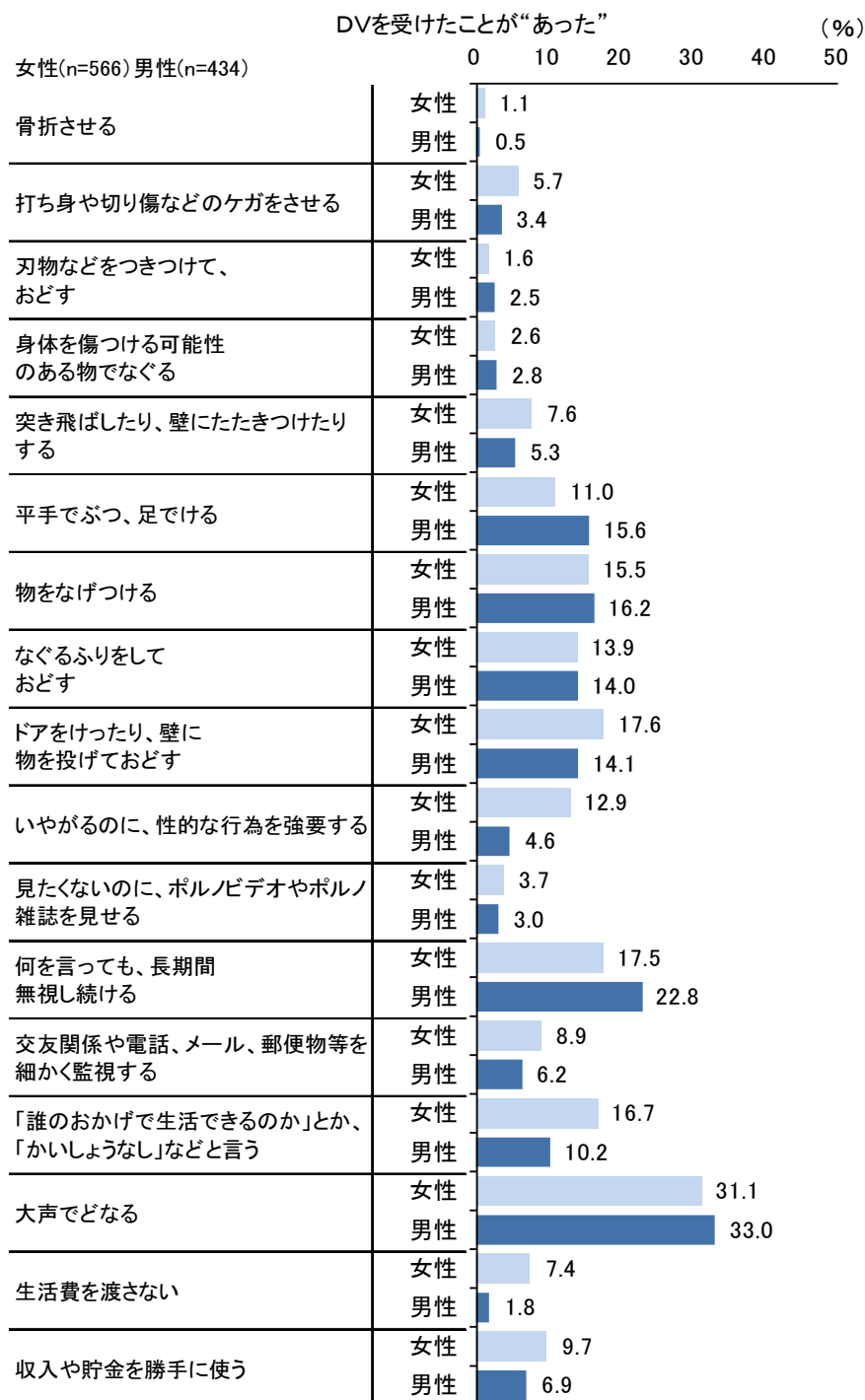
### 4-3 暴力被害者の保護・支援

#### ◆現状と課題

DV被害の状況は、[大声でどなる]や[何を言っても、長期間無視し続ける]が男女ともに多く、いずれも男性の被害がやや多くなっています。

DVを防ぐために重要なこととして、「被害者が援助を求めやすくするため、情報提供体制を充実させる」や「被害者が家庭内のことを打ち明けられる相談体制を整備する」が高くなっています。

#### ■DV被害の状況（性別）



資料：市民アンケート調査

■DVを防ぐために重要なこと上位3項目

	第1位	第2位	第3位
全体 (n=1,024)	被害者が援助を求めやすくするため、情報提供体制を充実させる(26.4%)	被害者が家庭内のことを打ち明けられる相談体制を整備する(24.5%)	家庭・学校における人権やDVについての教育を充実させる(15.4%)

◆施策の方向性

4-3-①被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

4-3-②被害者の自立支援

◆取組内容

4-3-①被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

DV被害者について、加害者によって生命を脅かされる危険性が伴う場合など、被害者を適切に保護し、安全を確保することができるよう、関係機関との連携強化を行います。

❖暴力被害者の緊急時安全確保と対応

担当部署	企画課、福祉課、こども課、学校教育課
取組内容	<p>警察署及び緊急一時保護施設との連携を図り、被害者の安全を確保する体制整備に取り組みます。また、DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、適切に対応することができるよう、要保護児童対策協議会の充実に取り組みます。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○暴力被害者の緊急時安全確保と対応</li> <li>○DV対策連携会議の充実</li> <li>○要保護児童対策地域協議会の充実</li> </ul>

❖被害者等の届出手続きに関する支援

担当部署	企画課、市民課、こども課、学校教育課
取組内容	<p>DV被害者の二次被害を防ぎ、市役所での諸手続きを安全かつ迅速に行うことができるよう、窓口に同行するなど、支援を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害者等の届出手続きに関する支援</li> </ul>

#### 4-3-②被害者の自立支援

DV被害者が自立し、安心して暮らすことができるよう、住居の確保や同伴する子どもの教育支援、経済的な自立支援、生活を安定させるための就労支援等、生活基盤の安定に向けた支援を行います。

#### ◆被害者の自立に関する支援の充実

担当部署	企画課、市民課、福祉課、こども課、学校教育課
取組内容	DV被害者の自立に向けて、関係機関との連携を図り、生活保護制度の適切な運用、手当の申請や保育所入所等の手続きを適切に行うことができるよう支援します。 また、必要に応じてDV被害者が同伴する子どもの相談を行うとともに、被害者が同伴する児童の就学等に対応し、学校と連携して適切な心のケアを行います。 ----- 【具体的な事業】 ○被害者の自立に関する支援の充実

#### ◆市民に期待する取組

- ✓ 加害者から離れて暮らしているときでも、自分や子どものことで不安があれば専門機関に相談しましょう
- ✓ 自分を大切にして、積極的に支援を利用しましょう

## 基本目標 5 男女共同参画の推進体制の強化

### 5-1 計画の総合的な推進体制の充実

#### ◆現状と課題

男女共同参画の推進にあたっては、取り組む施策が多岐にわたるため、総合的かつ計画的に展開していく必要があります。そのため、庁内を含め、市民・団体・事業者等それぞれの立場から男女共同参画の重要性を認識し、一人ひとりが推進に向けて取り組むことが重要です。

今後も計画の着実な推進に向けて、庁内全体で男女共同参画の必要性・重要性を認識して計画に取り組むことができるよう、市職員への啓発や、ロールモデルとなる男性・女性の育成を行います。また関係機関と連携し、計画の進行管理体制の強化に取り組むとともに、男女共同参画に関する国内外の取組や課題について、継続的に調査研究・情報収集に取り組むことが重要です。

#### ◆施策の方向性

5-1-① 庁内における男女共同参画の推進

5-1-② 庁内推進体制の充実

5-1-③ 計画の進行管理

5-1-④ 調査研究・情報の収集と提供

5-1-⑤ 国・県・市民・団体・事業者等との協働

## ◆取組内容

### 5-1-①庁内における男女共同参画の推進

本市における男女共同参画の推進に向けて、市職員自らがワーク・ライフ・バランスを実現させ、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できるよう、庁内における男女共同参画の視点に立った職場環境の整備に取り組みます。

#### ❖施策の立案や決定の過程における男女共同参画の推進

担当部署	総務課、関係各課
取組内容	<p>行政組織の中での男女共同参画を推進し、施策の立案や決定の過程において男女双方の視点を反映することができるよう、昇任・昇格等において女性を積極的に登用するとともに、女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○女性職員の管理職への登用</li> <li>○性別にとらわれない職員配置の推進</li> </ul>

#### ❖女性職員の研修機会の拡大

担当部署	総務課、関係各課
取組内容	<p>女性が意思決定部門や政策決定部門へ参画することができるよう、政策形成能力の養成に重点を置いた各種研修に参加できるような体制をつくり、管理職としての能力開発及び意識改革を図ります。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○女性の研修機会の拡大</li> <li>○職員の能力開発の支援</li> </ul>

#### ❖男性職員の家庭参画の促進

担当部署	総務課
取組内容	<p>男性職員の家庭参画を促進するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、育児休業・介護休業等、各種制度の周知を図ります。また、各種制度を職員が積極的に利用できるよう、上司の理解を深めるための取組を検討します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○男性職員の育児休業・介護休業の取得促進</li> <li>○部下や同僚等の育児、介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮できる職員の育成【新規】</li> </ul>

### 5-1-②庁内推進体制の充実

本市における職員一人ひとりが男女共同参画の実現をめざすという共通認識を持って職務に当たることができるよう、男女共同参画に関する意識啓発を行います。

#### ❖ 庁内推進体制の充実

担当部署	企画課、総務課
取組内容	男女共同参画の推進は、総合行政という視点から推進する必要があることから、横断的な組織での調整をすることで、全庁的に取組を進めます。また市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることができるよう研修を実施します。 ----- 【具体的な事業】 ○ 庁内推進体制の充実 ○ 職員研修の充実

### 5-1-③計画の進行管理

本計画の着実な推進に向けて、計画に基づく施策の実施状況の管理と検証を行うとともに、その結果を公表するなど、PDCAサイクル※18に基づく進行管理を行います。

#### ❖ PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

担当部署	企画課
取組内容	計画に基づく施策の実施状況を毎年度把握し、男女共同参画審議会において検証を行うとともに、その結果を年次報告書として取りまとめ、公表するなど、本計画の着実な推進に努めます。 ----- 【具体的な事業】 ○ 男女共同参画審議会の充実 ○ 男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成・公表

※18 PDCAサイクル：管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

### 5-1-④調査研究・情報の収集と提供

男女共同参画の推進は国際的な動きとともに進められてきた背景があり、今後も世界的な動きについて理解と関心を深めていくことができるよう、国内外の取組や課題について調査研究、情報の収集を行います。また、調査研究の成果や収集した情報について、広報紙や男女共同参画コーナー等を通じて市民に提供します。

#### ❖男女共同参画に関する調査研究・情報の収集と提供

担当部署	企画課
取組内容	<p>男女共同参画に関する調査研究や、国内外の最新の動向について情報収集と提供を行います。</p> <p>-----</p> <p>【具体的な事業】</p> <p>○男女共同参画に関する情報収集・提供</p>

### 5-1-⑤国・県・市民・団体・事業者等との協働

男女共同参画の推進に向けた施策は多岐にわたることから、市内団体や事業者等、地域との連携が不可欠です。そのため、市内事業者や団体に対し、意識啓発や情報提供等の支援を行うなど、協働による男女共同参画の推進に取り組みます。また、国や県に対しても働きかけや情報交換等を行うなど、連携して取組を推進します。

#### ❖市民・団体・事業者等との協働による男女共同参画の推進体制強化

担当部署	企画課
取組内容	<p>市民・団体・事業者に対し、男女共同参画に関する情報を提供するとともに、地域で男女共同参画に関する研修などを行う際の講師を派遣するなど、地域における男女共同参画に関する学びを支援します。</p> <p>また、男女共同参画推進者登録制度により、市民・事業者・各種団体の活動を支援します。</p> <p>-----</p> <p>【具体的な事業】</p> <p>○市民、事業者等への男女共同参画に関する情報提供</p> <p>○国・県との連携</p> <p>○研修等への講師派遣</p> <p>○男女きらきら北本いっしょにプログラム（男女共同参画推進者登録制度）の推進</p>







**V 資料編**



## V 資料編

### 1. 策定経過

平成 28 年度

月 日	事 項	内 容
8 月 18 日	第 1 回北本市男女共同参画推進委員会	(1)第五次北本市男女行動計画策定について (2)市民意識調査票(案)について
9 月 2 日	第 1 回北本市男女共同参画審議会	(1)第五次北本市男女行動計画について (2)第五次北本市男女行動計画策定スケジュールについて (3)市民意識調査票(案)について
10 月 20 日～ 11 月 4 日	北本市男女共同参画に関する意識・実態調査	○調査対象 北本市在住の 18 歳以上の市民 2,000 人 ○調査項目 男女平等に関する意識、家庭生活(家事・育児・介護)、ワーク・ライフ・バランス、職業生活、配偶者等からの暴力、市の男女共同参画の取組について
12 月 12 日～ 12 月 27 日	第五次北本市男女行動計画策定のための事業者ヒアリングシート	○調査対象 従業員 10 人以上 300 人以下の市内 100 事業所 ○調査項目 事業所の状況、女性従業員の実態、女性の管理職登用、ワーク・ライフ・バランス、セクシュアル・ハラスメントの防止、今後の取組について
2 月 3 日	第 2 回北本市男女共同参画推進委員会	(1)第四次北本市男女行動計画の進捗状況及び成果の評価について (2)第五次計画策定に係る市民意識調査の結果について
2 月 13 日	第 2 回北本市男女共同参画審議会	(1)第四次北本市男女行動計画の進捗状況及び成果の評価について (2)第五次計画策定に係る市民意識調査の結果について

平成 29 年度

月 日	事 項	内 容
5 月 25 日	第 1 回北本市男女共同 参画推進委員会	(1)第五次北本市男女行動計画策定スケジュールについて (2)北本市男女共同参画に関する意識・実態調査の報告 書について (3)第五次北本市男女行動計画骨子案について
7 月 12 日	第 1 回北本市男女共同 参画審議会	(1)第五次北本市男女行動計画策定スケジュールについて (2)第五次北本市男女行動計画骨子案について
8 月 9 日	第 2 回北本市男女共同 参画推進委員会	(1)第四次北本市男女行動計画の進捗状況及び成果の 評価について (2)第五次北本市男女行動計画素案について
9 月 27 日	第 2 回北本市男女共同 参画審議会	(1)平成29年度男女共同参画の推進に関する年次報告 書について (2)第五次北本市男女行動計画素案(諮問)について
10 月 10 日～ 11 月 10 日	パブリックコメントの実 施	0件
11 月 22 日	第 3 回北本市男女共同 参画審議会	(1)第五次北本市男女行動計画素案(審議)について
1 月 16 日	第 4 回北本市男女共同 参画審議会	(1)第五次北本市男女行動計画(答申案)について
2 月 9 日	第 3 回北本市男女共同 参画推進委員会	(1)第五次北本市男女行動計画(案)について

## 2. 北本市男女共同参画審議会規則

平成5年3月16日

規則第7号

注 平成20年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和56年条例第26号)第3条の規定に基づき、北本市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者  
(平23規則5・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(平20規則7・平28規則15・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第21号)

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第15号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、北本市女性会議規則(平成5年規則第7号)により委嘱されている北本市女性会議委員は、この規則により委嘱されたものとみなし、その任期は、当該会議規則により委嘱された日までとする。

附 則(平成19年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北本市男女共同参画審議会規則の規定は、平成19年6月1日から適用する。

附 則(平成20年規則第7号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第5号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 平成29年度北本市男女共同参画審議会委員名簿

平成29年6月1日現在（敬称略・順不同）

### ◆第1号委員（公共的団体等の代表者） 5名

NO	氏 名	推薦団体
1	ふかい まさみ 深井 正美	北本市PTA連合会
2	すずき ようこ 鈴木 洋子	北本市商工会女性部
3	もりかわ せつこ 森川 節子	北本市婦人会
4	やまと だいいち 大和 大一	社会福祉法人 北本市社会福祉協議会
5	うちだ あきら 内田 彰	北本市自治会連合会

### ◆第2号委員（知識経験者） 5名

NO	氏 名	備 考
1	とよだ ゆきえ 樋田 雪江	埼玉県男女共同参画アドバイザー
2	さかもと 坂本 セイ	元小学校校長
3	さとみ せいじ 里見 誠治	北本市小・中学校校長会
4	さかい えみこ 阪井栄見子	前男女共同参画審議会委員
5	あおき 青木みどり	前男女共同参画審議会委員

### ◆第3号委員（関係行政機関の職員） 1名

NO	氏 名	備 考
1	のなか かつひこ 野中克彦	埼玉県県央地域振興センター副所長

### ◆第4号委員（公募） 1名

NO	氏 名	備 考
1	おかの たかし 岡野 高志	公募

### ◆第5号委員（その他市長が必要と認めた者） 5名

NO	氏 名	備 考
1	よしの みちこ 吉野 道子	民生委員・児童委員
2	いいの せいじ 飯野 誠治	男性料理教室「美食くらぶ」

任期 平成29年6月1日～平成31年5月31日

### 3. 諮問・答申

写

北企企発第56号  
平成29年9月27日

北本市男女共同参画審議会  
会長 樋田雪江様

北本市長 現王園 孝 昭

第五次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）の  
策定について（諮問）

北本市男女共同参画推進条例第11条3項の規定に基づき、下記のとおり貴  
審議会の意見を求めます。

#### 記

##### 1 諮問内容

第五次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）について

（理由）

本市では平成6年に北本市男女行動計画を策定し、その後、第二次北本市男女行動計画、第三次北本市男女行動計画、第四次北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。この第四次計画が平成29年度に終了します。このため、国や県の計画、男女共同参画社会形成に関連する社会情勢の変化等を踏まえ、これまでの市の取組みを検証し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための基本計画として、第五次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）を策定します。この計画策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものです。

写

北男女審収第2号  
平成30年1月24日

北本市長 現王園 孝 昭 様

北本市男女共同参画審議会  
会 長 樋 田 雪 江

第五次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）に  
ついて（答申）

平成29年9月27日北企企発第56号で諮問を受けた第五次北本市男女  
行動計画（北本市男女共同参画プラン）について、当審議会において慎重に審  
議した結果、次のとおり答申します。

答 申

当審議会は、市長から諮問された第五次北本市男女行動計画（北本市男女  
共同参画プラン）について、慎重に審議した結果、適当であると認める。

今後、計画の推進にあたっては、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別に  
かかわりなく市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭、職  
場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社  
会の実現に向け、別紙の当審議会意見に十分配慮され、計画の実現に努めら  
れたい。



## 意 見

### 1 経営者、管理職を対象とした研修会の実施について

「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識は、時代と共に改められてきてはいるが、まだ依然として根強く残っている。さらに、意識は変わっても実態はその通りにならないケースが多々あり、男女共同参画社会の実現には、これらの現状が弊害となっている。

育児・介護休業の取得、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現には、経営者や管理職の理解が必要不可欠であり、その理解が進まなければ実現は難しい。そのため、経営者や管理職の意識を変えるための研修会の開催については有効であると考えます。

しかしながら、本市においては、中小零細企業が大半を占め、従業員数も少なく、ワーク・ライフ・バランスを推進するには体力が十分でない企業も多いため、一律に進められるものでもない。そのため、国や県が表彰した他社の事例紹介、在宅勤務などのテレワークに視点を当てた働き方改革に関する情報提供などを行い、市内の企業に自分たちの行える範囲から段階的に取り組んでもらえるよう、研修会の内容についてもよく検討し、実施することが望ましい。

### 2 自主防災組織における男女共同参画の推進について

近年、地震や台風等による自然災害が相次いでいる。被災直後に開設される避難所については、住まいを失った被災者が長期滞在する拠り所になるため、男女双方の視点に立った運営が望ましい。

しかし、平成23年に発生した東日本大震災では、授乳室や着替場所の確保がされていなかったり、オムツやミルク、女性用の生活必需品が不足するなど様々な問題が発生した。

現在、市内には59の自主防災組織が設置されている。災害が起きた場合には、行政の公助に加え、市民や自主防災組織の果たす役割は大きい。自主防災組織は、あくまで市民による任意の防災組織であるため、一概には言えないが、避難所の運営等には女性が携わらず、炊き出しに集中するなど、女性の視点が必要な部門に女性が配置されない例が見受けられる。自主防災組織における女性の意思決定部門への積極的な配置などについて、市が発信するよう検討されたい。

### 3 男性に向けた男女共同参画の推進について

男女共同参画の実現については、女性だけでなく、カジダン、イクメンという言葉からも象徴されるように、男性の家事、育児、介護等への参画が不可欠である。特に育児については、母親向けの講座は充実しており、子育て中の悩みを母親同士で相談するなど、情報共有を通じてつながりを

持つが、父親同士ではそういった機会が少ない。

そのため、父親同士が悩みを共有し、関係を作れるような事業の実施について検討されたい。また、現在実施している母親・父親向けの講座の開催日時については、参加する対象者のニーズに合わせ、設定するよう努められたい。

#### 4 あらゆる暴力の根絶について

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、家庭内や親密な間柄で起こる問題であり、その発見が難しい。DV被害者は、日常的な暴力や加害者への恐怖から、無気力になり正しい判断ができなくなるケースも多々あるため、相談しやすい体制の整備、被害者にDVであることや相談できる機関があることを知ってもらうための啓発活動が重要である。

また、DVに関する誤った認識は、誰をも被害者、加害者にする危険性がある。被害者にも加害者にもならないよう、DVに関する正しい認識と「DVは犯罪である」という問題意識を市民一人ひとりに持ってもらえるような啓発活動も重要である。

啓発活動は、市役所のみで実施するのではなく、必要な人に必要な情報が届くよう、対象ニーズに合わせ、実施場所を選定していただきたい。実施内容については、これまでの被害者向けのものに留まらず、アンガーマネジメントなどを取り入れた講座の開催や他市、県の事例も参考に、多くの人の関心を引くよう、新たな事業の実施を検討されたい。

また、最近では女性だけでなく、男性の被害者も増えている実態がある。本計画に位置付けられている「男性のDV被害者に向けた配慮の検討」についても、支援が必要な被害者にきちんと支援の手が届くよう、取組を進めていただきたい。

#### 5 計画の進行管理について

本計画に位置付けられている事業については、介護や子育て支援、防災など多岐に渡り、事業を実施する担当課についても広範囲に渡る。そのため、男女共同参画社会の実現に向けては、横断的な連携が不可欠である。

担当課は、それぞれの事業について、その事業を行う目的を設定する。防災関係の事業なら、災害基礎知識の習得や日々の意識付け、発生時の行動等が主たる目的となり、担当課はその目的のために事業を実施する。そこにいかにかに男女共同参画の視点も加えてもらうかが鍵となる。

そのため、男女共同参画の所管課については、男女共同参画の視点の必要性を理解してもらうため、関係各課と連携を密にする必要がある。書面だけのやりとりではなく、必要に応じてヒアリング等を行い、男女共同参画の視点に基づき事業が執行されるよう、適切な進行管理に努められたい。

## 4. 北本市男女共同参画推進委員会設置規程

平成24年5月31日

訓令第13号

改正 平成28年3月31日訓令第4号

(設置)

第1条 北本市男女共同参画推進条例(平成18年条例第1号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北本市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例第11条第1項に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)の策定及び見直しに関すること。
- (2) 基本計画に基づく施策の推進及び調整に関すること。
- (3) 基本計画の進捗状況及び成果の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の実現に関し、必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、企画財政部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(平28訓令4・一部改正)

(委員等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(平28訓令4・一部改正)

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に北本市男女共同参画庁内推進会議設置要綱を廃止する要綱(平成24年5月7日市長決裁)により廃止された北本市男女共同参画庁内推進会議において決定された事項については、第1条の規定により設置された北本市男女共同参画推進委員会によって決定された事項とみなす。

附 則(平成28年訓令第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平28訓令4・一部改正)

総務課長	くらし安全課長	市民課長	産業振興課長	福祉課長	障がい福祉課長	こども課長	健康
づくり課長	高齢介護課長	保険年金課長	建築開発課長	学校教育課長	生涯学習課長		

## 5. 北本市男女共同参画都市宣言

### 北本市男女共同参画都市宣言

わたしたちは  
互いに人権を尊重し 責任を担い  
性別にとらわれることなく  
世代を超えて  
多様な生き方を認め合い  
家庭 学校 地域 職場で  
自分らしく輝き  
心豊かにいきいきと  
暮らせるまち 北本市を築くため  
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成18年11月19日

北本市

## 6. 関係法令

### ○男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号 (同日公布、施行)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範

囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女

共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決

定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男

女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、

内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄  
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(平成11年6月23日公布)

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄  
(施行期日)

第1条 この法律は内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。〔後略〕

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄  
(施行期日)

第1条 この法律〔中略〕は、平成13年1月6日から施行する。  
〔後略〕

## ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号  
平成 19 年 7 月 11 日 法律第 113 号  
最終改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保



護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務

の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の指示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれ

を処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止する

ため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者

が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受け

た後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所

属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁

判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命

令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除

き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に

委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。
-----	-----	--------------------------------------

		以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附則 【抄】

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年7月11日法律第113号) 【抄】

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

## ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

### 目次

第一章総則（第一条—第四条）
第二章基本方針等（第五条・第六条）
第三章事業主行動計画等
第一節事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節特定事業主行動計画（第十五条）
第四節女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章罰則（第二十九条—第三十四条）
附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介

護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

#### （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項



ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大

臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その

他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報

告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安

定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
--------------	--

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## ○北本市男女共同参画推進条例

平成18年3月31日

条例第1号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国内においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動して、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

本市においては、北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画を推進してきた。

一方、少子・高齢化、核家族化、情報化、国際化など多様な変化は、更に進んでいる。

こうした現状を踏まえ、私たちのまち「北本」が、将来にわたって発展していくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、一人ひとりが輝きまちが輝く北本を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市長、事業者、教育に携わる者及び地域活動に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが輝きまちが輝く北本の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的又は経済的な暴力をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念ののっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。
- (6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力及びセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。
- (7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自

らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）において、男女共同参画についての理解を深め、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育、社会教育等の教育に携わる者は、男女共同参画の推進における教育の重要性を考慮し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(地域活動に携わる者の責務)

第8条 自治会活動、コミュニティ活動その他の地域活動に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の視点に配慮し、活動を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力行為を行ってはならない。

3 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを自主的かつ適切に判断することができるよう努めなければならない。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、北本市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の設置に努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第14条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場

合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、市の政策の立案及び決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民及び事業者との協働)

第15条 市は、市民及び事業者と協働し、男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(表彰)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民及び事業者の表彰を行うことができる。

(家庭生活及び職業生活の両立支援)

第18条 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるよう、必要な支援を行うとともに、子育て、家族の介護等のための環境整備に努めるものとする。

(調査研究)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第20条 市長は、男女共同参画の推進に関して講じた施策に関する報告書を作成し、毎年、これを公表するものとする。

2 市長は、前項に規定する報告書について、速やかに北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(北本市男女共同参画審議会)

第21条 北本市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。

(苦情の処理等)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の申出に対応する場合において、必要と認めるときは、北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている第二次北本市男女行動計画は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

3 北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和56年条例第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略



## 7. 用語解説

### A～Z

#### ●LGBT（性的マイノリティ）

近年、性同一性障がい者、異性装者、同性愛者や両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（インターセックス）など、多様な性の在り方について、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender：身体の性別とは異なる性別を生きる／生きたいと望む人）、の頭文字を用いて、LGBTと表現している。

#### ●PDCAサイクル

管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

### あ行

#### ●アジェンダ

会議における検討課題のこと。

#### ●一般世帯

次のいずれかの場合を示す。(1) 住居と生計を共にしている人々の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者（ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人は、人数に関係なく雇主の世帯に含まれる）。(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者。(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。

#### ●ウーマノミクス

「ウーマン」（女性）＋「エコノミクス」（経済）を組み合わせた造語。女性の活躍による経済の活性化、働き手としても消費者としても女性のパワーがけん引する経済のあり方を意味する。

### か行

#### ●合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数。

#### ●高齢化率

高齢者人口が、総人口に占める割合。

#### ●高齢者人口

65歳以上の人口のこと。

### さ行

#### ●ジェンダー

生物学的意味合いからみた男女の性区別をセックスと呼ぶのに対して、社会的・文化的意味合いからみた男女の性区別のことをいう。

●女性のエンパワーメント (Empowerment)

男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

●セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。

は行

●パタニティ・ハラスメント

「パタハラ」と呼ばれ、配偶者等の妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、不当な扱いを受けたりすることを意味する。

●パワー・ハラスメント

職場など組織内で、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為をいう。

ま行

●マタニティ・ハラスメント

「マタハラ」と呼ばれ、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、不当な扱いを受けたりすることを意味する。

ら行

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)

個人の自己決定権を保障する考え方で、生涯にわたって身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことをいう。

●労働力率

就業者数と完全失業者数を合計した労働力人口が、15歳以上の人口に占める割合。

●ロールモデル

自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる（お手本となる）人物のこと。

わ行

●ワンオペ育児

飲食店などで問題になった「ワンオペレーション (一人作業)」からの造語。仕事と家事、子育てをすべて一人で行うことを示す言葉として広がっている。



第五次北本市男女行動計画  
(北本市男女共同参画プラン)

平成30年3月

北本市企画財政部 企画課

〒364-8633 埼玉県北本市本町1-111

電話 (048) 591-1111 〈代表〉